

各計画等の新旧対照表

令和6年5月16日（木）

熊本県防災会議等合同会議

目次

熊本県地域防災計画新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
熊本県石油コンビナート等防災計画新旧対照表・・・・・・・・	24
熊本県水防計画書新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	33

熊本県地域防災計画 新旧対照表（案）

令和6年5月16日現在

※右欄のPはR5 県地域防災計画の該当ページ

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第1章 総則 第4節 熊本県の災害要因と被害状況 1. 災害要因 (略) また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がS＊ランク、人吉盆地南縁断層（新規）がA＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和5年1月13日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	第1章 総則 第4節 熊本県の災害要因と被害状況 1. 災害要因 (略) また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がS＊ランク、人吉盆地南縁断層、出水断層帯がA＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和6年1月15日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	②その他修正 出水断層帯もA＊ランクと評価されているため追記 【危機管理防災課 災害対策班】	9
第2章 災害予防 第1節 公共施設等災害予防 生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。 また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。 さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。 (新規)	第2章 災害予防 第1節 公共施設等災害予防 生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。 また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。 さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。 その他、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不	②その他修正 最新の資料に修正 【危機管理防災課 災害対策班】	10
		①R5.5 防災基本計画修正（新旧表P2）の反映	13

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第3節 風水害・土砂災害予防 2. 土砂災害対策 (1) 土石流対策 本県は、県土の約8割が山地や丘陵地となっており、また破碎帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。<u>本県において土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある土石流危険渓流の数は、3,920（うち直轄区域93）渓流（平成11年から平成13年にかけての土石流危険渓流及び土石流危険区域調査：平成15年3月公表）となっている。平成24年7月の熊本広域大水害や令和2年7月豪雨では、土砂災害等により甚大な被害が発生した。</u> <u>県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、1,945箇所、11,941haを砂防指定地に指定している（令和3年12月31日現在）。（新規）国及び県は、土石流対策の施設整備を推進するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。</u> （略）	<u>明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> 第3節 風水害・土砂災害予防 2. 土砂災害対策 (1) 土石流対策 本県は、県土の約8割が山地や丘陵地となっており、また破碎帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。<u>（削除）</u> <u>県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（令和5年12月31日現在1,958箇所、11,952ha）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。</u> <u>また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある5,348箇所を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（令和5年12月31日現在）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。</u> （略）	②その他修正 土石流危険渓流の定義が変更となったため 【砂防課防災管理班】 ②その他修正 土石流危険渓流の定義が変更となったため、最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】	22 22

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<u>さらに、まだ土砂災害警戒区域（新規）の指定に至らない土石流危険渓流（新規）についても災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に土石流危険渓流（新規）における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。</u> （略） なお、<u>土石流</u>に対する警戒避難に関する基準は資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）のとおりである。 (2) 地すべり防止対策 イ 砂防地すべり対策 砂防地すべり（山地、農地を除く）については、<u>平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、114箇所、4,034ha（再点検後危険箇所24以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む）に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、1,566ha（令和3年12月31日現在）である。（新規）</u> （略） <u>さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地すべり危険箇所についても、市町村防災会議（又は市町村長）は、災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。</u>	<u>（削除）</u> （略） なお、<u>土砂災害</u>に対する警戒避難に関する基準は資料編の土砂災害警戒情報（<u>削除</u>）のとおりである。 (2) 地すべり防止対策 イ 砂防地すべり対策 砂防地すべり（山地、農地を除く）については、<u>（削除）「地すべり等防止法（昭和33年法律第30条）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（令和5年12月31日現在91箇所、1,566ha）、区域内における行為の制限や地すべり防止工事を行っている。</u> <u>また、本県において地すべりの危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、170箇所を土砂災害警戒区域（地すべり）に指定している（令和5年12月31日現在）。</u> <u>（削除）</u> （略）	②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課防災管理班】 ②その他修正 地すべり危険箇所の廃止、最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】 ②その他修正 地すべり危険箇所の廃止 【砂防課防災管理班】	23 23 24

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（略） <u>本県においては、平成11年から12年にかけて実施した急傾斜地崩壊危険箇所点検調査により、がけ高5m以上、がけの角度30°以上の急傾斜地崩壊危険箇所は、9,463箇所となっている。</u> 県では、<u>急傾斜地崩壊危険箇所等に対して</u>、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>令和3年12月31日現在1,042箇所指定</u>）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。 また、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>については「<u>土砂災害防止法</u>」に基づき、<u>土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。</u> （略） <u>さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない急傾斜地崩壊危険箇所についても災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。</u> 第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (2) 地域別広域防災活動拠点（略）	(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（略） <u>（削除）</u> 県では、<u>（削除）</u>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>令和5年12月31日現在1,048箇所指定、1,812ha</u>）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。 また、<u>急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所</u>については、「土砂災害防止法」に基づき、<u>18,548箇所を土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している（令和5年12月31日現在）。</u> （略） <u>（削除）</u> 第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (2) 地域別広域防災活動拠点（略）	②その他修正 急傾斜地崩壊危険箇所の廃止、最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】	25 26

4

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P												
オ 指定の状況 <table><tr><th>名 称</th><th>対象地区</th><th>施設名等</th></tr><tr><td>県南広域 防災活動拠点</td><td>県南広域 本部管内</td><td>道の駅「たのうら」、 <u>(新規)</u></td></tr></table> 第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (3) 避難所の環境整備等 市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、<u>(新規)</u>非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (略) 3. 避難誘導の事前措置 (2) 情報伝達手段の整備 県、市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める<u>ものとする。</u> (略) 5. 避難所運営マニュアルの作成等 (略) さらに、市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民	名 称	対象地区	施設名等	県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」、 <u>(新規)</u>	オ 指定の状況 <table><tr><th>名 称</th><th>対象地区</th><th>施設名等</th></tr><tr><td>県南広域 防災活動拠点</td><td>県南広域 本部管内</td><td>道の駅「たのうら」、 <u>道の駅「錦」</u></td></tr></table> 第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (3) 避難所の環境整備等 市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、<u>ガス設備</u>、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (略) 3. 避難誘導の事前措置 (2) 情報伝達手段の整備 県<u>及び</u>市町村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める<u>とともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。</u> (略) 5. 避難所運営マニュアルの作成等 (略) さらに、市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民	名 称	対象地区	施設名等	県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」、 <u>道の駅「錦」</u>	②その他修正 整備完了に伴う施設の追加 【道路保全課 市町村道・施設班】 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P3）の反映	44 69 71
名 称	対象地区	施設名等													
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」、 <u>(新規)</u>													
名 称	対象地区	施設名等													
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」、 <u>道の駅「錦」</u>													

5

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める<u>ものとする</u>。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換 <u>(新規)</u> に努めるものとする。 (略) 第15節 避難行動要支援者等支援 1. 避難行動要支援者等支援体制の整備 (3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等 (略) さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。 <u>(新規)</u>	等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、<u>避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする</u>。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。 (略) 第15節 避難行動要支援者等支援 1. 避難行動要支援者等支援体制の整備 (3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等 (略) さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。<u>特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにする。そのため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにする。す</u>	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P7）の反映	73 73 76

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保 (略) また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を <u>するよう</u> 努めるものとする。 (略) 2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 (1) 避難支援計画の策定 (略) また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民 <u>(新規)</u> 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(新規)</u> また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマッ	<u>なわち、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> (5) 福祉避難所を含めた避難所の確保 (略) また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を <u>行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略) 2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策 (1) 避難支援計画の策定 (略) また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u> 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマッ	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映	78 79 79

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
ップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。<u>（新規）</u> 県は市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援する<u>ものとする。</u> （略） （3） 避難行動要支援者情報の取扱い 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>（新規）</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 （略） 第16節 医療保健 3. 災害時における医療救護体制の整備 （2） 保健医療体制の整備 ア 県は、あらかじめ保健医療調整本部の体制について、定めておくものとする。 （略）	ップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。<u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>また、県は、市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援する。<u>市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u> （略） （3） 避難行動要支援者情報の取扱い 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 （略） 第16節 医療保健 3. 災害時における医療救護体制の整備 （2） 保健医療体制の整備 ア 県は、あらかじめ保健医療<u>福祉</u>調整本部の体制について、定めておくものとする。 （略）	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映	79 79 80 82

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第17節 災害ボランティア 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 （2） 体制整備 <u>（新規）</u> 県社協は、災害時に市町村社協又は複数の市町村社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市町村社協を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。 市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。 〔参考〕 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。	第17節 災害ボランティア 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 （2） 体制整備 <u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。そのため、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u> <u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> 県社協は、災害時に市町村社協又は複数の市町村社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市町村社協を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。 市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。 〔参考〕 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P3）の反映	88

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P	
(令和4年12月31日現在)		(令和5年12月31日現在)				
(略)登録者数	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	②その他修正 登録者数の時点修正 ※被災建築物応急危険度判定士認定制度、被災宅地危険度判定士認定制度 【建築課安全推進班、盛土対策・住宅指導班】 ※砂防ボランティア登録制度 【砂防課防災管理班】	89	
	(略)	(略)	(略)			
	1,684人	161人	889人			
	(略)	(略)	(略)			
第3章 災害応急対策						
第1節 組織						
1. 防災組織						
(2) 災害対策本部						
(略)		(略)				
熊本県熊本県庁内本部 熊本県地方災害対策本部 熊本県市町村災害対策本部	名称	位置	所管区域	広域支援体制	②その他修正 県央広域本部の体制変更のため 【危機管理防災課災害対策班】	94
	熊本県地方災害対策本部	県央広域本部(上本)	熊本市	県央広域本部		
	宇城地方災害対策本部	宇城地域振興局	宇土市、宇城市及び下益城郡	県央広域本部		
	上益城地方災害対策本部	上益城地域振興局	上益城郡	県央広域本部		
	玉名地方災害対策本部	玉名地域振興局	玉名市、荒尾市及び玉名郡	県央広域本部		
	豊後地方災害対策本部	豊後地域振興局	山鹿市	県央広域本部		
	阿蘇地方災害対策本部	阿蘇地域振興局	阿蘇市、合志市及び阿蘇郡	県央広域本部		
	八代地方災害対策本部	県南広域本部	八代市及び八代郡	県南広域本部		
	芦北地方災害対策本部	芦北地域振興局	水俣市及び芦北郡	県南広域本部		
	球磨地方災害対策本部	球磨地域振興局	人吉市及び球磨郡	県南広域本部		
	天草地方災害対策本部	天草広域本部	天草市、上天草市及び天草郡	天草広域本部		
	2. 熊本県の災害対策系統					
(1) 熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統						
熊本県の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、熊本県災害対策本部と熊本県防災会議を構成する防災関係機関等は、県内における災害対策の総合かつ、計画的な推進をはかるため、相互に緊密な連絡協調を						

10

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
はかるとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。なお、<u>（新規）多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施するものとする。</u> 3. 熊本県災害対策本部 (1) 設置基準 ウ 地方災害対策本部 （略） ・管内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、地域振興局長 <u>又は熊本土木事務所長</u>が地方災害対策本部を構成する地方機関の長と設置について協議し、設置が必要とされた場合 (2) 編成 ウ 地方災害対策本部（地域振興局及び<u>熊本土木事務所</u>） 地方対策本部長は、地域振興局長（熊本市の区域にあっては、<u>熊本土木事務所長</u>）とし、副本部長は、地域振興局次長（熊本市の区域にあっては、<u>熊本土木事務所次長</u>）をもって充てる。 （略） 熊本県災害対策本部組織図	るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。なお、<u>救助活動や被災地等への迅速な物資輸送のため、構成機関及び他県等からのヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施するものとする。</u> 3. 熊本県災害対策本部 (1) 設置基準 ウ 地方災害対策本部 （略） ・管内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、地域振興局長（<u>削除</u>）が地方災害対策本部を構成する地方機関の長と設置について協議し、設置が必要とされた場合 (2) 編成 ウ 地方災害対策本部（地域振興局及び<u>県央広域本部</u>） 地方対策本部長は、地域振興局長（熊本市の区域にあっては、<u>県央広域本部長</u>）とし、副本部長は、地域振興局次長（<u>県央広域本部総務部長</u>）をもって充てる。 （略） 熊本県災害対策本部組織図	②その他修正 消防庁からの通知に基づく修正等 【危機管理防災課災害対策班、消防保安課消防班】 ②その他修正 県央広域本部の移転に伴う修正 【危機管理防災課災害対策班】 ②その他修正 【危機管理防災課災害対策班】	95
			96
			98

11

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
企画振興対策部 班 企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・ 世界遺産推進課 交通政策課 (新規) 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付 健康福祉対策部 班 避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (新規) 応急住宅班 健康福祉政策課 健康危機管理班 医務班 高齢者支援班 高齢者支援課 (認知症対策・ 地域ケア推進課) 障がい者支援班 薬務衛生班 保健衛生班 (認知症対策・ 地域ケア推進課) 健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課 (略)	企画振興対策部 班 企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・ 世界遺産推進課 交通政策課 空港アクセス鉄道整備推進課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付 健康福祉対策部 班 避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課) 応急住宅班 健康福祉政策課 健康危機管理班 医務班 高齢者支援班 高齢者支援課 (認知症施策・ 地域ケア推進課) 障がい者支援班 薬務衛生班 保健衛生班 (認知症施策・ 地域ケア推進課) 健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課 (略)	②その他修正 別表4 災害対策本部 「配置要員の数」 (P.119) の記載内容との整合性を図るため 【健康福祉政策課 地域支え合い支援室 生活再建支援班】 【危機管理防災課 災害対策班】	98

12

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
商工観光労働対策部 班 商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 観光班 外国人支援班 (国際課) 外部対応・応援班 国際スポーツ大会 推進課 (新設) (略)	商工(削除)労働対策部 班 商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 (削除) 観光戦略対策部 班 観光国際政策班 外国人支援班 (観光国際政策課 観光振興課 観光企画班 観光振興班 販路拡大ビジネス班) (略)	②その他修正 【危機管理防災課 災害対策班】	98

13

修正前		修正後		修正理由等	P								
災害対策部の分掌事務		災害対策部の分掌事務											
<table border="1"> <tr> <th>対策部名</th><th>各 班 名</th></tr> <tr> <td>企画振興対策部</td><td> 企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 珠磨川流域復興局付 </td></tr> </table>	対策部名	各 班 名	企画振興対策部	企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 珠磨川流域復興局付		<table border="1"> <tr> <th>対策部名</th><th>各 班 名</th></tr> <tr> <td>企画振興対策部</td><td> 企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 珠磨川流域復興局付 </td></tr> </table>	対策部名	各 班 名	企画振興対策部	企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 珠磨川流域復興局付			
対策部名	各 班 名												
企画振興対策部	企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 珠磨川流域復興局付												
対策部名	各 班 名												
企画振興対策部	企画振興班 企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 珠磨川流域復興局付												
<table border="1"> <tr> <th>対策部名</th><th>各 班 名</th></tr> <tr> <td>健康福祉対策部</td><td> 避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (新規) 応急住宅班 (健康福祉政策課) 健康危機管理班 (健康危機管理課) 医療業務班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症対策 ・地域ケア推進課 障がい者支援班 (障がい者支援課) 業務衛生班 (業務衛生課) 保健衛生班 健康づくり推進課 認知症対策 ・地域ケア推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 (国保・高齢者医療課) </td></tr> </table>	対策部名	各 班 名	健康福祉対策部	避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (新規) 応急住宅班 (健康福祉政策課) 健康危機管理班 (健康危機管理課) 医療業務班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症対策 ・地域ケア推進課 障がい者支援班 (障がい者支援課) 業務衛生班 (業務衛生課) 保健衛生班 健康づくり推進課 認知症対策 ・地域ケア推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 (国保・高齢者医療課)		<table border="1"> <tr> <th>対策部名</th><th>各 班 名</th></tr> <tr> <td>健康福祉対策部</td><td> 避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (健康福祉政策課) 健康危機管理班 (健康危機管理課) 医療業務班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症施策 ・地域ケア推進課 障がい者支援班 (障がい者支援課) 業務衛生班 (業務衛生課) 保健衛生班 健康づくり推進課 認知症施策 ・地域ケア推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 (国保・高齢者医療課) </td></tr> </table>	対策部名	各 班 名	健康福祉対策部	避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (健康福祉政策課) 健康危機管理班 (健康危機管理課) 医療業務班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症施策 ・地域ケア推進課 障がい者支援班 (障がい者支援課) 業務衛生班 (業務衛生課) 保健衛生班 健康づくり推進課 認知症施策 ・地域ケア推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 (国保・高齢者医療課)		②その他修正 別表4 災害対策本部 「配置要員の数」 (P.119) の記載内容との整合性を図るため 【健康福祉政策課 地域支え合い支援室 生活再建支援班】 【危機管理防災課 災害対策班】	100
対策部名	各 班 名												
健康福祉対策部	避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (新規) 応急住宅班 (健康福祉政策課) 健康危機管理班 (健康危機管理課) 医療業務班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症対策 ・地域ケア推進課 障がい者支援班 (障がい者支援課) 業務衛生班 (業務衛生課) 保健衛生班 健康づくり推進課 認知症対策 ・地域ケア推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 (国保・高齢者医療課)												
対策部名	各 班 名												
健康福祉対策部	避難所運営支援班 物資調達・輸送班 (健康福祉政策課) 健康危機管理班 (健康危機管理課) 医療業務班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症施策 ・地域ケア推進課 障がい者支援班 (障がい者支援課) 業務衛生班 (業務衛生課) 保健衛生班 健康づくり推進課 認知症施策 ・地域ケア推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 (国保・高齢者医療課)												
(略)		(略)											

修正前	修正後	修正理由等																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th><th>各 班 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">(観光戦略対策部)</td><td>観光 <u>交 流</u> 政策 班 (観光 <u>交 流</u> 政策 課)</td></tr> <tr> <td>外 国 人 支 援 班</td></tr> <tr> <td>(観光 <u>交 流</u> 政策 課)</td></tr> <tr> <td>観光 振 興 課</td></tr> <tr> <td>観光 企 画 班</td></tr> <tr> <td>(観光 企 画 課)</td></tr> <tr> <td>観光 振 興 班 (観光 振 興 課)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(観光戦略対策部)</td><td>販路 拡 大 ビジネス 班</td></tr> <tr> <td>(販路 拡 大 ビジネス 課)</td></tr> </tbody> </table> (略)	対策部名	各 班 名	(観光戦略対策部)	観光 <u>交 流</u> 政策 班 (観光 <u>交 流</u> 政策 課)	外 国 人 支 援 班	(観光 <u>交 流</u> 政策 課)	観光 振 興 課	観光 企 画 班	(観光 企 画 課)	観光 振 興 班 (観光 振 興 課)	(観光戦略対策部)	販路 拡 大 ビジネス 班	(販路 拡 大 ビジネス 課)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th><th>各 班 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">(観光戦略対策部)</td><td>観光 <u>国 際</u> 政策 班 (観光 <u>国 際</u> 政策 課)</td></tr> <tr> <td>外 国 人 支 援 班</td></tr> <tr> <td>(観光 <u>国 際</u> 政策 課)</td></tr> <tr> <td>観光 振 興 課</td></tr> <tr> <td>観光 企 画 班</td></tr> <tr> <td>(観光 企 画 課)</td></tr> <tr> <td>観光 振 興 班 (観光 振 興 課)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(観光戦略対策部)</td><td>販路 拡 大 ビジネス 班</td></tr> <tr> <td>(販路 拡 大 ビジネス 課)</td></tr> </tbody> </table> (略)	対策部名	各 班 名	(観光戦略対策部)	観光 <u>国 際</u> 政策 班 (観光 <u>国 際</u> 政策 課)	外 国 人 支 援 班	(観光 <u>国 際</u> 政策 課)	観光 振 興 課	観光 企 画 班	(観光 企 画 課)	観光 振 興 班 (観光 振 興 課)	(観光戦略対策部)	販路 拡 大 ビジネス 班	(販路 拡 大 ビジネス 課)	②その他修正 【危機管理防災課 災害対策班】 101
対策部名	各 班 名																											
(観光戦略対策部)	観光 <u>交 流</u> 政策 班 (観光 <u>交 流</u> 政策 課)																											
	外 国 人 支 援 班																											
	(観光 <u>交 流</u> 政策 課)																											
	観光 振 興 課																											
	観光 企 画 班																											
	(観光 企 画 課)																											
	観光 振 興 班 (観光 振 興 課)																											
(観光戦略対策部)	販路 拡 大 ビジネス 班																											
	(販路 拡 大 ビジネス 課)																											
対策部名	各 班 名																											
(観光戦略対策部)	観光 <u>国 際</u> 政策 班 (観光 <u>国 際</u> 政策 課)																											
	外 国 人 支 援 班																											
	(観光 <u>国 際</u> 政策 課)																											
	観光 振 興 課																											
	観光 企 画 班																											
	(観光 企 画 課)																											
	観光 振 興 班 (観光 振 興 課)																											
(観光戦略対策部)	販路 拡 大 ビジネス 班																											
	(販路 拡 大 ビジネス 課)																											
第2節 職員配置 2. 職員配置体制の整備 (2) 速やかな登庁体制の確保 イ 防災センターにおける24時間体制の確保 発生した災害等に迅速に対応するため、勤務時間外（休日、夜間）においても、防災センター <u>（県庁新館10階）</u> <u>なお、関係機関の連携強化、十分なスペース確保のため、防災センターの低層階への配置の検討を行う。）</u>に職員を常駐させ、防災等に関する24時間の連絡体制を確保する。 (略) 3. 県職員の配置 (略) 【県職員の災害配置基準】 1. 災害対策本部設置前の配置体制 (3) 警戒体制（地震津波） (ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うた	第2節 職員配置 2. 職員配置体制の整備 (2) 速やかな登庁体制の確保 イ 防災センターにおける24時間体制の確保 発生した災害等に迅速に対応するため、勤務時間外（休日、夜間）においても、防災センター <u>（削除）</u>に職員を常駐させ、防災等に関する24時間の連絡体制を確保する。 (略) 3. 県職員の配置 (略) 【県職員の災害配置基準】 1. 災害対策本部設置前の配置体制 (3) 警戒体制（地震津波） (ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うた	②その他修正 防災センターの移転に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】 108																										

8

修正理由等

②その他修正

県央広域本部の移転に伴う修正

【危機管理防災課 災害対策班】

修正後

め、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。

なお、各広域本部・地域振興局（総務）振興課（削除）においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

（略）

修正理由等

②その他修正

待機体制の見直しに係る修正

【教育政策課政策班】

別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】

機 関 名	人 員	機 関 名	人 員
危機管理防災課 警戒班	2～3	消防本部	6～8（4広域本部）
消防グループ	1		
地域防災課	1	地域振興局	6～8（7広域振興局）
健康福祉政策課	1		
農林水産政策課	1		
農林整備課	2		
森林整備課	}	各教育事務所	1（4事務所）
民生保健課		各土木管理課（※※）	※※※2（6管轄市町）
社会福祉課			
子育て支援課			
生活支援課	※※1	各施設管理課	※※※1（4事務所）
防災課	※※2		
消防課	※※3		
消防課	※※4		
消防課	※※5		
消防課	※※6		
消防課	※※7		
消防課	※※8		
消防課	※※9		
消防課	※※10		
消防課	※※11		
消防課	※※12		
消防課	※※13		
消防課	※※14		
消防課	※※15		
消防課	※※16		
消防課	※※17		
消防課	※※18		
消防課	※※19		
消防課	※※20		
消防課	※※21		
消防課	※※22		
消防課	※※23		
消防課	※※24		
消防課	※※25		
消防課	※※26		
消防課	※※27		
消防課	※※28		
消防課	※※29		
消防課	※※30		
消防課	※※31		
消防課	※※32		
消防課	※※33		
消防課	※※34		
消防課	※※35		
消防課	※※36		
消防課	※※37		
消防課	※※38		
消防課	※※39		
消防課	※※40		
消防課	※※41		
消防課	※※42		
消防課	※※43		
消防課	※※44		
消防課	※※45		
消防課	※※46		
消防課	※※47		
消防課	※※48		
消防課	※※49		
消防課	※※50		
消防課	※※51		
消防課	※※52		
消防課	※※53		
消防課	※※54		
消防課	※※55		
消防課	※※56		
消防課	※※57		
消防課	※※58		
消防課	※※59		
消防課	※※60		
消防課	※※61		
消防課	※※62		
消防課	※※63		
消防課	※※64		
消防課	※※65		
消防課	※※66		
消防課	※※67		
消防課	※※68		
消防課	※※69		
消防課	※※70		
消防課	※※71		
消防課	※※72		
消防課	※※73		
消防課	※※74		
消防課	※※75		
消防課	※※76		
消防課	※※77		
消防課	※※78		
消防課	※※79		
消防課	※※80		
消防課	※※81		
消防課	※※82		
消防課	※※83		
消防課	※※84		
消防課	※※85		
消防課	※※86		
消防課	※※87		
消防課	※※88		
消防課	※※89		
消防課	※※90		
消防課	※※91		
消防課	※※92		
消防課	※※93		
消防課	※※94		
消防課	※※95		
消防課	※※96		
消防課	※※97		
消防課	※※98		
消防課	※※99		
消防課	※※100		

（略）

（新規）

め、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。

なお、各広域本部・地域振興局（総務）振興課（削除）においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

（略）

別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】

機 関 名	人 員	機 関 名	人 員
危機管理防災課 警戒班	2～3	消防本部	6～8（4広域本部）
消防グループ	1		
地域防災課	1	地域振興局	6～8（7広域振興局）
健康福祉政策課	1		
農林水産政策課	1		
農林整備課	2		
森林整備課	}	各教育事務所	1（4事務所）
民生保健課		各土木管理課（※※）	※※※2（6管轄市町）
社会福祉課			
子育て支援課			
生活支援課	※※1	各施設管理課	※※※1（4事務所）
防災課	※※2		
消防課	※※3		
消防課	※※4		
消防課	※※5		
消防課	※※6		
消防課	※※7		
消防課	※※8		
消防課	※※9		
消防課	※※10		
消防課	※※11		
消防課	※※12		
消防課	※※13		
消防課	※※14		
消防課	※※15		
消防課	※※16		
消防課	※※17		
消防課	※※18		
消防課	※※19		
消防課	※※20		
消防課	※※21		
消防課	※※22		
消防課	※※23		
消防課	※※24		
消防課	※※25		
消防課	※※26		
消防課	※※27		
消防課	※※28		
消防課	※※29		
消防課	※※30		
消防課	※※31		
消防課	※※32		
消防課	※※33		
消防課	※※34		
消防課	※※35		
消防課	※※36		
消防課	※※37		
消防課	※※38		
消防課	※※39		
消防課	※※40		
消防課	※※41		
消防課	※※42		
消防課	※※43		
消防課	※※44		
消防課	※※45		
消防課	※※46		
消防課	※※47		
消防課	※※48		
消防課	※※49		
消防課	※※50		
消防課	※※51		
消防課	※※52		
消防課	※※53		
消防課	※※54		
消防課	※※55		
消防課	※※56		
消防課	※※57		
消防課	※※58		
消防課	※※59		
消防課	※※60		
消防課	※※61		
消防課	※※62		
消防課	※※63		
消防課	※※64		
消防課	※※65		
消防課	※※66		
消防課	※※67		
消防課	※※68		
消防課	※※69		
消防課	※※70		
消防課	※※71		
消防課	※※72		
消防課	※※73		
消防課	※※74		
消防課	※※75		
消防課	※※76		
消防課	※※77		
消防課	※※78		
消防課	※※79		
消防課	※※80		
消防課	※※81		
消防課	※※82		
消防課	※※83		
消防課	※※84		
消防課	※※85		
消防課	※※86		
消防課	※※87		
消防課	※※88		
消防課	※※89		
消防課	※※90		
消防課	※※91		
消防課	※※92		
消防課	※※93		
消防課	※※94		
消防課	※※95		
消防課	※※96		
消防課	※※97		
消防課	※※98		
消防課	※※99		
消防課	※※100		

（略）

⑨教育事務所の待機は、管轄地域の学校の管理運営に影響があると見込まれる場合に限る。

⑨教育事務所の待機は、管轄地域の学校の管理運営に影響があると見込まれる場合に限る。

修正前

修正後

修正理由等

P

別表3 【第2警戒体制】

機関名	人員	機関名	人員
人 事 課	各課最低2名以上	道 路 保 全 課	各課最低2名以上
企 画 課	と必要に応じて増員するものとする。	道 路 整 備 課	と必要に応じて増員するものとする。
健康福祉政策課		河 川 課	
環境政策課		企業局総務経営課	
商工政策課		警 備 第 二 課	
観光・交通政策課		※ 砂 防 課	
農林水産政策課		※ 建 築 課	
監 理 課		※ 港 湾 課	
広報グループ			
市 町 村 課			
危機管理防災課・消防保安課			
		計 40名	

(略)

別表3 【第2警戒体制】

機関名	人員	機関名	人員
人 事 課	各課最低2名以上	道 路 保 全 課	各課最低2名以上
企 画 課	と必要に応じて増員するものとする。	道 路 整 備 課	と必要に応じて増員するものとする。
健康福祉政策課		河 川 課	
環境政策課		企業局総務経営課	
商工政策課		警 備 第 二 課	
観光・交通政策課		※ 砂 防 課	
農林水産政策課		※ 建 築 課	
監 理 課		※ 港 湾 課	
広報グループ			
市 町 村 課			
危機管理防災課・消防保安課			
		計 40名	

(略)

②その他修正
課名の変更に伴う修正
【危機管理防災課
災害対策班】

119

別表4 【災害対策本部】

(略)

班 名	第1配置	第2配置	第3配置
健康福祉政策班	1	3	全員
救助班(※)	1	3	〃
(健康福祉政策課)			
健康危機管理班	1	2	〃
(医務班)			
(医療政策課)			
高齢者支援班	2	4	〃
(高齢者支援課)			
高齢者支援班	1	2	〃
(高齢者支援課)			
障がい者支援班	1	2	〃
保健衛生班	1	1	(1)
(保健衛生課)			(全員)
健康づくり推進課	(1)	(1)	(1)
業務衛生班	2	3	〃
(業務衛生課)			
外部対応・応援班	—	—	〃
物資調達・輸送班(※)	1	2	5
(健康福祉政策課)	(1)	(2)	(2)
消費生活課			(1)
商工政策課			(1)
農林水産政策課			(1)

(略)

別表4 【災害対策本部】

(略)

班 名	第1配置	第2配置	第3配置
健康福祉政策班	1	3	全員
救助班(※)	1	3	〃
(健康福祉政策課)			
健康危機管理班	1	2	〃
(医務班)			
(医療政策課)			
高齢者支援班	2	4	〃
(高齢者支援課)			
高齢者支援班	1	2	〃
(高齢者支援課)			
障がい者支援班	1	2	〃
保健衛生班	1	1	(1)
(保健衛生課)			(全員)
健康づくり推進課	(1)	(1)	(1)
業務衛生班	2	3	〃
(業務衛生課)			
外部対応・応援班	—	—	〃
物資調達・輸送班(※)	1	2	5
(健康福祉政策課)	(1)	(2)	(2)
消費生活課			(1)
商工政策課			(1)
農林水産政策課			(1)

(略)

②その他修正
課名の変更に伴う修正
【危機管理防災課
災害対策班】

119

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P													
#	班 名	配 置 要 員 の 数			#	班 名	配 置 要 員 の 数															
		第1配置	第2配置	第3配置			第1配置	第2配置	第3配置													
観光振興部	観光交流政策班	2	3	全 員	観光振興部	観光交流政策班	2	3	全 員													
	観光企画支援班	—	1	#		観光企画支援班	—	1	#													
	観光企画企画班	—	1	#		観光企画企画班	—	1	#													
	観光振興班	—	1	#		観光振興班	—	1	#													
	観光振興大ビジネス班	—	1	#		観光振興大ビジネス班	—	1	#													
3. 災害対策本部の事務処理 (略) 【熊本県災害対策本部事務処理要領】 2 災害対策本部の設置等 (2) 本部が設置されたときは、本部室を行政棟新館 10 階防災センターに置く。																						
第3節 災害警備 2. 警察の任務 災害時における警察の任務は次に掲げるものとする。 (略) (5) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援(新規) (6) 県民の安全確保と不安解消のための広報 (7) 避難誘導及び二時災害の防止 (8) その他必要な警察業務 4. 災害時における警備体制及び活動内容 災害に対処する警察の警備体制及び活動内容は、次のとおりである。																						
<table><tr><th>種 別</th><th>時 期</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>災害警備準備室</td><td>気象情報その他から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の</td><td>(1) 関係機関との連絡 (2) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報</td></tr></table>				種 別	時 期	活動内容	災害警備準備室	気象情報その他から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の	(1) 関係機関との連絡 (2) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報	<table><tr><th>種 別</th><th>時 期</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr></table>				種 別	時 期	活動内容	(削除)	(削除)	(削除)	②その他修正 県央広域本部の移転に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】		121
種 別	時 期	活動内容																				
災害警備準備室	気象情報その他から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の	(1) 関係機関との連絡 (2) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報																				
種 別	時 期	活動内容																				
(削除)	(削除)	(削除)																				
				②その他修正 体制見直しのため 【県警警備第二課】				127 128														

18

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P
災害警備対策室	時間的余裕がある場合	(3) 装備資機材の整備	(1) 風水害(新規)に関する警報が発せられた場合 (2) 津波注意報が発せられた場合 (3) 震度4以上の地震が発生した場合 (4) 火口周辺警報(噴火警戒レベル3(入山規制))が発せられた場合	(1) 関係機関との連絡 (2) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (3) 救助活動の把握と措置 (4) 避難状況の把握 (5) 避難の指示及び誘導 (6) 交通秩序の維持 (7) 通信の確保	熊本県警察災害対策室	(1) 風水害・雪害に関する警報が発せられた場合 (2) 津波注意報が発せられた場合 (3) 震度4以上の地震が発生した場合 (4) 火口周辺警報(噴火警戒レベル3(入山規制))が発せられた場合	(1) 関係機関との連絡 (2) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (3) 救助活動の把握と措置 (4) 避難状況の把握 (5) 避難の指示及び誘導 (6) 交通秩序の維持 (7) 通信の確保		
	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	(1) 関係機関との連絡 (2) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (3) 救助活動の把握と措置 (4) 検視、見分及び身元確認 (5) 避難状況の把握		

19

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
					(6) 避難の指示及び誘導 (7) 交通秩序の維持 (8) 通信の確保		
第4節 応援要請 5. 消防関係相互の応援要請等 (2) 緊急消防援助隊 (略) <u>(新規) 大規模災害発生時において、県は必要に応じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。</u>			第4節 応援要請 5. 消防関係相互の応援要請等 (2) 緊急消防援助隊 (略) <u>知事は、大規模災害等の発生時において、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</u>			②その他修正 【消防保安課消防班】	130
第6節 予警報等伝達 1. 予警報等の定義 (1) 気象等の特別警報、警報及び注意報			第6節 予警報等伝達 1. 予警報等の定義 (1) 気象等の特別警報、警報及び注意報			②その他修正 警報や注意報では記載のあった「～と予想された～」の文言がなかったため追加 【熊本地方气象台】	136 137
種類	発表基準		種類	発表基準			
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 (略)	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。 (略)		
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。		
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。		

20

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 (略)		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 (略)			
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。			
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。			
(略)			(略)				
<u>(17) 土砂災害危険度情報</u> <u>土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。</u> <u>情報の発表基準は資料編のとおりである。</u>			<u>(削除)</u>			②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課防災管理班】	146
第7節 通信施設利用 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。 なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るものとする。			第7節 通信施設利用 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。 なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じて平常時からの連携体制			①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P3）の反映	152

21

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
3. 通信が途絶した場合における措置 (1)災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。 (2)通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。 <u>(新規)</u> 第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱 7. 防災関係機関等の協力関係 なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。また、ヘリコプター運用調整所では、<u>(新規)</u>無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 (略)	<u>の構築を図る。</u> 3. 通信が途絶した場合における措置 (1)災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。 (2)通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。 <u>(3)電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u> 第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱 7. 防災関係機関等の協力関係 なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。また、ヘリコプター運用調整所では、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> (略)	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P8）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P9）の反映	155 161

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第11節 避難収容対策 4 警戒区域の設定 市町村長若しくはその委任を受けた市町村の<u>吏員</u>は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じる<u>ものとする。</u>（災害対策基本法第63条） (略) 知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、<u>市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行するものとする。</u>（災害対策基本法第73条） 第13節 救出 3. 救出の方法 (2) 警察による救出（県警察本部） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被害者の救出措置を行うものとする。 (略) オ 大規模な災害が発生し又は発生しようとしている場合は、<u>(新規)</u>警察災害派遣隊の<u>出動要請</u> (略) 4. 関係機関の連携 (略) なお、<u>多数のヘリコプターが</u>災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」	第11節 避難収容対策 4 警戒区域の設定 市町村長若しくはその委任を受けた市町村の<u>職員</u>は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じる<u>こと</u><u>ができる。</u>（災害対策基本法第63条） (略) 知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、<u>当該市町村長に代わって実施しなければならない。</u>（災害対策基本法第73条） 第13節 救出 3. 救出の方法 (2) 警察による救出（県警察本部） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被害者の救出措置を行うものとする。 (略) オ 大規模な災害が発生し又は発生しようとしている場合は、<u>必要に応じて</u>警察災害派遣隊の<u>派遣要請</u> (略) 4. 関係機関の連携 (略) なお、<u>構成機関及び他県等からのヘリコプターが</u>災害対策活動に従事する場合において熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調	②その他修正 【消防保安課消防班】 ②その他修正 【消防保安課消防班】 ②その他修正 文言の修正のため 【県警警備第二課】 ②その他修正 【消防保安課消防班】	187 187 200 200

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。 (略)	整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。 (略)		
第15節 医療救護 (略) なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療調整本部のもと、第26節 保健衛生と連動し、一体的に実施する。 (2) 初動体制 (略) ウ 県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部医監を長とする保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターなどの災害関係者を招集し、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の支援を受け、関係団体（日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等）と保健医療救護に関する情報を共有するなど、連携を図りながら、保健医療救護活動の方針等の総合調整を行う。 エ 保健医療調整本部は、統括DMAT及びDPAT統括者に参集を依頼し、保健医療調整本部の下に、主に急性期におけるDMAT、DPATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うDMAT県調整本部、DPAT県調整本部を設置する。 (略) キ DMAT活動終了後の亜急性期においては、保健医療調整本部の下に、主に亜急性期における医療チーム等の活動方針の決定や関係機関との調整等を行う県医療救護調整本部を設置する。 (略)	第15節 医療救護 (略) なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療福祉調整本部のもと、第27節 保健衛生と連動し、一体的に実施する。 (2) 初動体制 (略) ウ 県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部医監を長とする保健医療調整部門を設置する。保健医療調整部門は、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターなどの災害関係者を招集し、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の支援を受け、関係団体（日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等）と保健医療救護に関する情報を共有するなど、連携を図りながら、保健医療救護活動の方針等の総合調整を行う。 エ 保健医療調整部門は、統括DMAT及びDPAT統括者に参集を依頼し、保健医療調整部門の下に、主に急性期におけるDMAT、DPATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うDMAT県調整本部、DPAT県調整本部を設置する。 (略) キ DMAT活動終了後の亜急性期においては、保健医療調整部門の下に、主に亜急性期における医療チーム等の活動方針の決定や関係機関との調整等を行う県医療救護調整本部を設置する。 (略)	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映	204 205
シ 地方災害対策本部若しくは保健医療調整本部が設置さ	シ 地方災害対策本部若しくは保健医療福祉調整本部が設		

24

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
れた場合又は健康福祉部長が必要と認めて保健所長にその設置を命じた場合は地方災害対策本部に、保健所長を長とする保健医療調整現地本部を設置する。保健医療調整現地本部は、地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、県看護協会支部、災害拠点病院等の情報連絡員（地域災害医療サポートチーム）を受入れ、必要に応じてDHEATの支援を受けながら、現地の保健医療救護活動等の総合調整を行う。 (略) (3) 被災地内保健医療活動 (略) オ 現地に到着したDMAT、医療チーム等は、保健医療調整現地本部と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。 カ 日赤救護班は、保健医療調整現地本部と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあつては、保健医療調整現地本部長が指定した者がこれを行う。 (略) (4) 傷病者の搬送と収容 ア 県災害対策本部は、保健医療調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。 (略)	置された場合又は健康福祉部長が必要と認めて保健所長にその設置を命じた場合は地方災害対策本部に、保健所長を長とする保健医療福祉調整現地本部を設置する。保健医療福祉調整現地本部は、地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、県看護協会支部、災害拠点病院等の情報連絡員（地域災害医療サポートチーム）を受入れ、必要に応じてDHEATの支援を受けながら、現地の保健医療福祉救護活動等の総合調整を行う。 (略) (3) 被災地内保健医療福祉活動 (略) オ 現地に到着したDMAT、医療チーム等は、保健医療福祉調整現地本部と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。 カ 日赤救護班は、保健医療福祉調整現地本部と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあつては、保健医療福祉調整現地本部長が指定した者がこれを行う。 (略) (4) 傷病者の搬送と収容 ア 県災害対策本部は、保健医療福祉調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。 (略)	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映	206 207

25

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第17節 給水 1. 実施体制 (略) 第21節 住宅応急対策 2. 応急仮設住宅の供与 (1) 賃貸型応急住宅 県及び市町村は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「<u>新規</u>」災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。 (2) 建設型応急住宅 ① 建設型応急住宅の建設 県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。 また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建	第17節 給水 1. 実施体制 (略) 第21節 住宅応急対策 2. 応急仮設住宅の供与 (1) 賃貸型応急住宅 県及び市町村は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から<u>防災訓練を通じて</u>「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。 (2) 建設型応急住宅 ① 建設型応急住宅の建設 県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。 また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建	②その他修正 法改正による所管替え（上水道は国交省所管へ） 【環境保全課水道班】 ②その他修正 独自の取組等で熊本県地域防災計画において反映する必要があるもの 【住宅課計画班】	211 218

26

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。<u>（新設）</u>さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。 第27節 保健衛生 (略) なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療調整本部のもと、第15節 医療救護と連動し、一体的に実施する。 第28節 災害ボランティア連携 1 県と災害ボランティア・災害ボランティア間の連携 (略) また、県は、NPO等の災害ボランティア団体ネットワークに対して、協定に基づき、必要な被災者支援を速やかに要請するものとする。 <u>（新規）</u>	建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。<u>特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。</u>さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。 第27節 保健衛生 (略) なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療<u>福祉</u>調整本部のもと、第15節 医療救護と連動し、一体的に実施する。 第28節 災害ボランティア連携 1 県と災害ボランティア・災害ボランティア間の連携 (略) また、県は、NPO等の災害ボランティア団体ネットワークに対して、協定に基づき、必要な被災者支援を速やかに要請するものとする。 <u>さらに、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努め</u>	②その他修正 独自の取組等で熊本県地域防災計画において反映する必要があるもの 【住宅課計画班】 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映 【健康福祉政策課 総務班】 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映	218 236 241

27

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																								
第28節 4 個々の分野における専門ボランティアとの連携 (略) <table><tr><th>担 当 課</th><th>所管又は把握している団体名</th></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>(一社) 日本アマチュア無線連盟熊本県支部</td></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>NPO法人九州救助犬協会</td></tr><tr><td>医療政策課</td><td>(公社) 熊本県看護協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>(公社) 熊本県薬剤師会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>(一社) 熊本県医薬品登録販売者協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>熊本県製薬協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>(一社) 熊本県医薬品配置協会</td></tr><tr><td>障がい者支援課</td><td>(一財) 熊本県ろう者福祉協会</td></tr><tr><td>認知症対策・地域ケア推進課</td><td>熊本県介護支援専門員協会</td></tr></table>	担 当 課	所管又は把握している団体名	危機管理防災課	(一社) 日本アマチュア無線連盟熊本県支部	危機管理防災課	NPO法人九州救助犬協会	医療政策課	(公社) 熊本県看護協会	薬務衛生課	(公社) 熊本県薬剤師会	薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品登録販売者協会	薬務衛生課	熊本県製薬協会	薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品配置協会	障がい者支援課	(一財) 熊本県ろう者福祉協会	認知症対策・地域ケア推進課	熊本県介護支援専門員協会	とともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。 第28節 4 個々の分野における専門ボランティアとの連携 (略) <table><tr><th>担 当 課</th><th>所管又は把握している団体名</th></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>(一社) 日本アマチュア無線連盟熊本県支部</td></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td>NPO法人九州救助犬協会</td></tr><tr><td>医療政策課</td><td>(公社) 熊本県看護協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>(公社) 熊本県薬剤師会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>(一社) 熊本県医薬品登録販売者協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>熊本県製薬協会</td></tr><tr><td>薬務衛生課</td><td>(一社) 熊本県医薬品配置協会</td></tr><tr><td>障がい者支援課</td><td>(一財) 熊本県ろう者福祉協会</td></tr><tr><td>認知症対策・地域ケア推進課</td><td>(一社) 熊本県介護支援専門員協会</td></tr></table>	担 当 課	所管又は把握している団体名	危機管理防災課	(一社) 日本アマチュア無線連盟熊本県支部	危機管理防災課	NPO法人九州救助犬協会	医療政策課	(公社) 熊本県看護協会	薬務衛生課	(公社) 熊本県薬剤師会	薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品登録販売者協会	薬務衛生課	熊本県製薬協会	薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品配置協会	障がい者支援課	(一財) 熊本県ろう者福祉協会	認知症対策・地域ケア推進課	(一社) 熊本県介護支援専門員協会	②その他修正 課名の変更に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】	244
担 当 課	所管又は把握している団体名																																										
危機管理防災課	(一社) 日本アマチュア無線連盟熊本県支部																																										
危機管理防災課	NPO法人九州救助犬協会																																										
医療政策課	(公社) 熊本県看護協会																																										
薬務衛生課	(公社) 熊本県薬剤師会																																										
薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品登録販売者協会																																										
薬務衛生課	熊本県製薬協会																																										
薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品配置協会																																										
障がい者支援課	(一財) 熊本県ろう者福祉協会																																										
認知症対策・地域ケア推進課	熊本県介護支援専門員協会																																										
担 当 課	所管又は把握している団体名																																										
危機管理防災課	(一社) 日本アマチュア無線連盟熊本県支部																																										
危機管理防災課	NPO法人九州救助犬協会																																										
医療政策課	(公社) 熊本県看護協会																																										
薬務衛生課	(公社) 熊本県薬剤師会																																										
薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品登録販売者協会																																										
薬務衛生課	熊本県製薬協会																																										
薬務衛生課	(一社) 熊本県医薬品配置協会																																										
障がい者支援課	(一財) 熊本県ろう者福祉協会																																										
認知症対策・地域ケア推進課	(一社) 熊本県介護支援専門員協会																																										
第4章 災害復旧・復興 第2節 公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、関係機関） (略) 3. 対象事業 (略) (9) 漁港 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設	第4章 災害復旧・復興 第2節 公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、関係機関） (略) 3. 対象事業 (略) (9) 漁港 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設	②その他修正 法改正により法律名	285																																								

28

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第7節 被災者自立支援対策 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、(新規)被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。 1. 被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、(新規)その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 (略) 4. 被災者台帳の作成等 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。(新規) (略)	設 第7節 被災者自立支援対策 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。 1. 被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 (略) 4. 被災者台帳の作成等 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (略)	が変更となったため 【漁港漁場整備課 管理班】 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P4）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映 ①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映	294 294 295

29

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 1. 地勢 (略) また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がS＊ランク、人吉盆地南縁断層（<u>新規</u>）がA＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（<u>令和5年1月13日</u>）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）] (略)	第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 1. 地勢 (略) また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がS＊ランク、人吉盆地南縁断層、<u>出水断層帯</u>がA＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。 (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（<u>令和6年1月15日</u>）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）] (略)	②その他修正 出水断層帯もA＊ランクと評価されているため追加 【危機管理防災課 災害対策班】 ②その他修正 最新の資料に修正 【危機管理防災課 災害対策班】	301 302
第2章 災害予防 第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図る<u>ものとする。</u> (略)	第2章 災害予防 第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図る<u>ものとする。そのために地震に関する情報を住民が容易に理解できるように、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u> (略) 2011年10月5日23時33分(平成23)熊本地方 N32° 54.8'	①R5.5 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映	326

30

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																												
2011年10月5日23時33分(平成23)熊本地方 N32° 54.8' E130° 51.0' H:10km M:4.5 住家の一部破壊 最大震度5強 (菊池市旭志) (略)	E130° 51.0' H:10km M:4.5 住家の一部破壊 最大震度5強 (※菊池市旭志) (略)	②その他修正 菊池市旭志は自治体の震度計 【熊本地方気象台】	306																																																												
2016年4月16日01時25分(平成28)熊本地方 N32° 45.2' E130° 45.7' H:12km M:7.3 平成28年(2016年)熊本地震において、日奈久断層帯(高野—白旗区間)の活動に伴う前震と布田川断層帯(布田川区間)の活動に伴う本震が発生。最大震度7の揺れがわずかに28時間以内に2度発生した(前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測)。 (略)	2016年4月16日01時25分(平成28)熊本地方 N32° 45.2' E130° 45.7' H:12km M:7.3 平成28年(2016年)熊本地震において、日奈久断層帯(高野—白旗区間)の活動に伴う前震と布田川断層帯(布田川区間)の活動に伴う本震が発生。最大震度7の揺れがわずかに28時間以内に2度発生した(前震では※益城町、本震では※益城町と※西原村において観測)。 (略)	②その他修正 益城町、西原村は自治体の震度計 【熊本地方気象台】	306																																																												
2019年1月3日18時10分(平成31)熊本地方 N33° 01.6' E130° 33.3' H:10km M:5.1 重傷1人、軽傷3人、住家一部破損60棟 最大震度:6弱(和水町)	2019年1月3日18時10分(平成31)熊本地方 N33° 01.6' E130° 33.3' H:10km M:5.1 重傷1人、軽傷3人、住家一部破損60棟 最大震度:6弱(※和水町)	②その他修正 和水町は自治体の震度計 【熊本地方気象台】	307																																																												
4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数(震度1以上) (略)	4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数(震度1以上) (略)																																																														
(新規)		②その他修正 2023年を追加 【熊本地方気象台】	313																																																												
	<table><tr><th>年</th><th>震度観測点</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5弱</th><th>5強</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th><th>合計</th></tr><tr><td>2023年</td><td>熊本</td><td>9</td><td>6</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>17</td></tr><tr><td></td><td>阿蘇山</td><td>8</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>人吉</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td></td><td>牛深</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr></table>	年	震度観測点	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	2023年	熊本	9	6	2	0	0	0	0	0	0	17		阿蘇山	8	2	0	0	0	0	0	0	0	10	令和5年	人吉	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4		牛深	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2		
年	震度観測点	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計																																																				
2023年	熊本	9	6	2	0	0	0	0	0	0	17																																																				
	阿蘇山	8	2	0	0	0	0	0	0	0	10																																																				
令和5年	人吉	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4																																																				
	牛深	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2																																																				

31

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第5節 海岸対策 2. 海面監視 (2)情報伝達体制の確立 (略) また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」(新規)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。 (略)	第5節 海岸対策 2. 海面監視 (2)情報伝達体制の確立 (略) また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」、「火山噴火等による津波」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。 (略)	①R5.5 防災基本計画修正(新旧表P16)の反映	329
第3章 災害応急対策 第1節 職員配置 2. 組織の確立 (1) 職員の配置 イ 第1警戒体制 (ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。 危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。 なお、各(新規)地域振興局(総務)振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。 (略)	第3章 災害応急対策 第1節 職員配置 2. 組織の確立 (1) 職員の配置 イ 第1警戒体制 (ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。 危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。 なお、各広域本部・地域振興局(総務)振興課(削除)においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。 (略)	②その他修正 県央広域本部の移転に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】	347

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(参考) 職員の参集基準 第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置] 5弱 又は 5強 津波警報 の発表 ・ 長周期地震 動階級3の 発表 人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 観光交流政策課 農林水産政策課 監 理 課 広 報 グループ 市 町 村 課 健康福祉・観光課 [道路保全課] 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課 (略)	(参考) 職員の参集基準 第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置] 5弱 又は 5強 津波警報 の発表 ・ 長周期地震 動階級3の 発表 人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 観光国策政策課 農林水産政策課 監 理 課 広 報 グループ 市 町 村 課 健康福祉・観光課 [道路保全課] 道 路 整 備 課 河 川 課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂 防 課 *建 築 課 *港 湾 課 (略)	②その他修正 課名の変更に伴う修正 【危機管理防災課 災害対策班】	349

第2編 地震・津波対策編

修正前					修正後					修正理由等		P
第2節 地震・津波情報伝達（熊本地方気象台、県知事公室） 2. 大津波警報・津波警報・津波注意報（略）					第2節 地震・津波情報伝達（熊本地方気象台、県知事公室） 2. 大津波警報・津波警報・津波注意報（略）					②その他修正 気象庁ホームページの記載の修正 【熊本地方気象台】		351
種類	発表基準	発表される津波の高さ		巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動	種類	発表基準	発表される津波の高さ		巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)						数値での発表 (<u>予想される津波の高さの区分</u>)				
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大		本道家庭が全壊・滅失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	大津波警報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想 <u>される津波の最大波の高さ</u>)	巨大		<u>巨大な津波が襲い、本道家庭が全壊・滅失し、人は津波による流れに巻き込まれます。</u> 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 <u>船舶は転覆されるまで安全な場所から離れない。</u>	
		10m (5m<予想高さ≤10m)										
		5m (3m<予想高さ≤5m)										
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人口津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	津波警報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想 <u>される津波の最大波の高さ</u> ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人口津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 <u>船舶は転覆されるまで安全な場所から離れない。</u>	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による浸水被害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)		船の中では人は強い流れに巻き込まれ、また、重傷いかだが流失し小型船舶が転覆します。船の中にいる人はただちに船から上がって、海岸から離れてください。	津波注意報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による浸水被害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想 <u>される津波の最大波の高さ</u> ≤1m)	(表記しない)		船の中では人は強い流れに巻き込まれ、また、重傷いかだが流失し小型船舶が転覆します。船の中にいる人はただちに船から上がって、海岸から離れてください。 <u>船舶は転覆されるまで安全な場所から離れない。</u>	
(略)					(略)							
3. 地震・津波情報の種類等（略）					3. 地震・津波情報の種類等（略）							
ア 地震に関する情報					ア 地震に関する情報							
地震情報の種類		発表基準		内容		地震情報の種類		発表基準		内容		
(略)					(略)							
震源・震度情報		・震度1以上・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時		地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。				<u>(削除)</u>				
										②その他修正 各地の震度に関する情報は、震源・震度情報に統合したため削除 発表時間、回数を追加 【熊本地方気象台】		
												355

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
	・緊急地震速報（警報）発表時	それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。				②その他修正 その他の情報なので、順番は地震情報の最後【熊本地方気象台】	355
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。	(略) (削除)				
(略)			(略)				
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 個別の観測 点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（ 地震発生から10分後程度で1回発表 ）。	②その他修正 発表時間、回数を追加【熊本地方気象台】	355
(略)			(略)				
<u>(新規)</u>			その他の情報				
			その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。		

第2編 地震・津波対策編

修正前 (略)			修正後 (略)			修正理由等	P
解説資料等の 資料	発表基準	内容	解説資料等の 資料	発表基準	内容	②その他修正 不要部分の削除 【熊本地方気象台】	356
地震解説資料 (全国詳細 版・地域詳細 版)	以下のいずれ かを満たした 場合に発表す るほか、状況 に応じて必要 となる続報を 適宜発表 ・津波警報・ 注意報発表時 ・熊本県で震 度5弱以上を 観測 ・社会的に関 心の高い地震 が発生	地震解説資料 (全国詳細版・地域詳 細版) 以下のいづれ かを満たした場合に発 表するほか、状況に応 じて必要となる続報を 適宜発表 ・津波警報・注意報発 表時 ・熊本県で震度5弱以 上を観測 ・社会的に関心の高い 地震が発生 地震 発生後1～2時間を 目途に第1号を発表す る。 ・地震解説資料(全国 詳細版) 地震や津波の特徴を解 説するため、防災上の 留意事項やその後の地 震活動の見通し、津波 や長周期地震動の観測 状況、緊急地震速報の 発表状況、周辺の地域 の過去の地震活動な ど、より詳しい状況等 を取りまとめた資料。	地震解説資料 (全国詳細 版・地域詳細 版)	以下のいづれ かを満たした 場合に発表す るほか、状況 に応じて必要 となる続報を 適宜発表 ・津波警報・ 注意報発表時 ・熊本県で震 度5弱以上を 観測 ・社会的に関 心の高い地震 が発生	<u>(削除)</u> 地震発生後1～2時間 を目途に第1号を発表 する。 ・地震解説資料(全国 詳細版) 地震や津波の特徴を解 説するため、防災上の 留意事項やその後の地 震活動の見通し、津波 や長周期地震動の観測 状況、緊急地震速報の 発表状況、周辺の地域 の過去の地震活動な ど、より詳しい状況等 を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域 詳細版) 地震解説資料(全国詳 細版)発表以降に状況 に応じて必要となる続 報を適宜発表すると もに、状況に応じて適 切な解説を加えること で、防災対応を支援す る資料(地域の地震活 動状況や応じて、単独 で提供されることもあ る)。		

36

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
		・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。				②その他修正追加 【熊本地方気象台】	356
(略)			(略)				
<u>(新規)</u>			<u>週間地震概況</u>	<u>・定期（毎週金曜）</u>	<u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。</u>		
(略)			(略)				
ウ 津波に関する情報							
(略)							
(※２) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について							
・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。							
・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定							

37

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (略) (3) 地震及び津波に関する情報の伝達図 (注) (1)地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・管内電話 消防伝呼無線ネットワークシステム 防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 防災情報メール (3)特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※ 緊急伝達メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	修正後 (略) (3) 地震及び津波に関する情報の伝達図 (注) (1)地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・管内電話 消防伝呼無線ネットワークシステム 防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 防災情報メール (3)特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※ 緊急伝達メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	②その他修正 誤りがあったので修正 【熊本地方気象台】	363

38

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第2節 災害危険地域指定 4. 危険区域の巡視等 (3) 地すべり関係 本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 90 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外 9 地区が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区 (676.88ha) が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。 5. 盛土関係 (2) 是正指導 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>(新規)</u> 各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 第4節 ダム等管理 3. 管理の方法 (4) 国土交通省が管理するダム (略) <u>(新規)</u>	第2節 災害危険地域指定 4. 危険区域の巡視等 (3) 地すべり関係 本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 <u>91</u> 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外 9 地区が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区 (676.88ha) が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。 5. 盛土関係 (2) 是正指導 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 第4節 ダム等管理 3. 管理の方法 (4) 国土交通省が管理するダム (略) <u>ウ 九州地方整備局熊本河川国道事務所</u> <u>阿蘇立野ダムについては、河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項に基づく、阿蘇立野ダム操作規則の定めるところにより、洪水調節を行う。</u>	②その他修正 最新の情報に修正 【砂防課防災管理班】 ①R5.5 防災基本計画修正(新旧表 P20)の反映 ②その他修正 立野ダム建設事業が完了し、令和6年4月から本格運用されるため 【河川課防災班】	392 393 396

39

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(新規) 第1節 阿蘇火山噴火対策 1. 総則 1. 阿蘇火山噴火対策に係る市町村及び地域 (略) 2. 熊本県火山防災協議会 (略) 3. 防災体制の整備 (略) 4. 火山観測 (略) 5. 防災対策事業等の推進 (略)	第1章 総則 第1節 本編の目的 (略) 第2節 本編の性格 (略) 第3節 阿蘇火山に係る対象地域 (略) 第4節 阿蘇火山の概要及び過去の主な火山活動 (略)	②その他修正 火山災害における対応 の明確化 【危機管理防災課 災害対策班】	398 ～ 400
(新規) 2. 災害予防対策 (1) 火山現象の予報及び警報 (略) (2) 噴火速報 (略) (3) 火山の状況に関する解説情報 (略) (4) 降灰予報 (略) (5) 火山ガス予報 (略) (6) 火山現象に関する情報の種類 (略) (7) 噴火予報及び噴火警報文の内容 (略) (8) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報	第2章 災害予防 第1節 防災対策事業等の推進 (略) 第2節 避難収容 (略) 第3節 火山観測 (略) 第4節 防災知識普及 (略) 第5節 防災訓練 (略) 第6節 登山者情報の把握 (略) 第7節 避難行動要支援者等支援 (略)	②その他修正 火山災害における対応 の明確化 【危機管理防災課 災害対策班】	400 ～ 407

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(略) (9) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備 (略) (10) 異常現象発見者の通報義務及び通報先 (略) (11) 火口現地観測 (略) (12) 災害危険予想区域の把握等 (略) (13) 避難施設等の整備 (略) (14) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定 (略) (15) 防災訓練の実施 (略) (16) 防災知識の普及 (略) (17) 登山者及び地域住民に対する適切な情報提供 (略) (18) 登山者情報の把握 (略)			
(新規) 3. 災害応急対策 1. 災害情報収集及び被害報告 (略) 2. 警戒避難 (略) 3. 交通規制等 (略) 4. 阿蘇火山噴火に伴う警察措置（県警察本部）	第3章 災害応急対策 第1節 防災体制の整備 (略) 第2節 職員配置 (略) 第3節 応援要請 (略) 第4節 火山現象に関する予警報等伝達	②その他修正 火山災害における対応 の明確化 【危機管理防災課 災害対策班】	407 ～ 410

第4編 阿蘇火山噴火対策編

第4編 阿蘇火山噴火対策編	修正前	修正後	修正理由等	P
	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		
	<u>4. 土砂災害対策</u>	<u>第5節 避難収容対策</u>		
	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		
	<u>5. 降灰対策</u>	<u>第6節 救出</u>		
	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		
		<u>第7節 消火</u>		
		<u>(略)</u>		
		<u>第8節 給水</u>		
		<u>(略)</u>		
		<u>第9節 電源確保</u>		
		<u>(略)</u>		
		<u>第10節 土砂災害対策</u>		
		<u>(略)</u>		
		<u>第11節 降灰対策</u>		
		<u>(略)</u>		

第6編 航空機災害対策編

第 8 編 航空機災害対策編	修正前	修正後	修正理由等	P
	第 1 節 航空機災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (1) 情報の通信連絡及び広報 (略) エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。(阿蘇熊本空港)	第 1 節 航空機災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (1) 情報の通信連絡及び広報 (略) エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。(阿蘇熊本空港)		

42

第6編 航空機災害対策編

[illegible]

43

熊本県石油コンビナート等防災計画 新旧対照表（案）

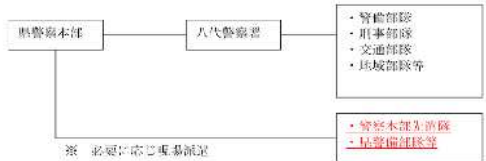
令和 6 年 5 月 1 6 日現在

（案）

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和 6 年 5 月）

※右欄の P は R5 熊本県石油コンビナート等防災計画の該当ページ

修正前				修正後				修正理由等	
第2章 防災体制の確立				第2章 防災体制の確立					
第1節 組織の整備				第1節 組織の整備					
(2) 八代市				(2) 八代市					
②八代市消防団（八代方面隊）				②八代市消防団（八代方面隊）				時点修正	
R4.4.1型在				R6.2.1型在				2 1	
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					
副隊長・指導員				副隊長・指導員					

修正前		修正後		修正理由等	P																
(5) 熊本県警察 災害の発生するおそれ、または発生した場合における組織および動員については、次によるものとする。 ア 組織  ※ 必要に応じて要員派遣		(5) 熊本県警察 災害の発生するおそれ、または発生した場合における組織および動員については、次によるものとする。 ア 組織  ※ 必要に応じて現場派遣		規程改正等による、部隊編成等の変更	24																
イ 動員 <table><tr><th>動員種別</th><th>動員内容</th></tr><tr><td>第1号動員</td><td>八代警察署、機動隊、交通機動隊、航空隊、機動捜査隊、機動鑑識班、機動警察通信隊及び第2機動隊</td></tr><tr><td>第2号動員</td><td>八代警察署、機動隊、交通機動隊、航空隊</td></tr><tr><td>第3号動員</td><td>八代警察署</td></tr></table>		動員種別	動員内容	第1号動員	八代警察署、機動隊、交通機動隊、航空隊、機動捜査隊、機動鑑識班、機動警察通信隊及び第2機動隊	第2号動員	八代警察署、機動隊、交通機動隊、航空隊	第3号動員	八代警察署	イ 動員 <table><tr><th>配置基準</th><th>部隊等</th></tr><tr><td>災害の発生を認知したとき</td><td>八代警察署、警備第二課、捜査第一課</td></tr><tr><td>深刻な被害が発生又は災害が拡大する恐れがあるとき</td><td>八代警察署、県警察本部</td></tr><tr><td>災害において人的被害が発生し、救出救助等の必要があるとき</td><td>八代警察署、県警察本部、県警察整備実施部隊</td></tr></table>		配置基準	部隊等	災害の発生を認知したとき	八代警察署、警備第二課、捜査第一課	深刻な被害が発生又は災害が拡大する恐れがあるとき	八代警察署、県警察本部	災害において人的被害が発生し、救出救助等の必要があるとき	八代警察署、県警察本部、県警察整備実施部隊	規程の改正等による、部隊運用方法等の変更	
動員種別	動員内容																				
第1号動員	八代警察署、機動隊、交通機動隊、航空隊、機動捜査隊、機動鑑識班、機動警察通信隊及び第2機動隊																				
第2号動員	八代警察署、機動隊、交通機動隊、航空隊																				
第3号動員	八代警察署																				
配置基準	部隊等																				
災害の発生を認知したとき	八代警察署、警備第二課、捜査第一課																				
深刻な被害が発生又は災害が拡大する恐れがあるとき	八代警察署、県警察本部																				
災害において人的被害が発生し、救出救助等の必要があるとき	八代警察署、県警察本部、県警察整備実施部隊																				
第2節 特定事業者の責務及び防災関係機関の防災業務の大綱 2 防災関係機関の防災業務の大綱 県、八代市及び特定地方行政機関を始めとする防災関係機関は、事業所の防災指導等災害予防措置に努めるとともに、災害時においては、相互に連絡調整をとり一体となって、災害情報の収集伝達活動の実施等迅速、的確な災害対策ができるよう努めるものとする。 各機関の防災業務の大綱は次のとおりである。		第2節 特定事業者の責務及び防災関係機関の防災業務の大綱 2 防災関係機関の防災業務の大綱 県、八代市及び特定地方行政機関を始めとする防災関係機関は、事業所の防災指導等災害予防措置に努めるとともに、災害時においては、相互に連絡調整をとり一体となって、災害情報の収集伝達活動の実施等迅速、的確な災害対策ができるよう努めるものとする。 各機関の防災業務の大綱は次のとおりである。																			

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前		修正後		修正理由等	P
機関名	防災業務の大綱	機関名	防災業務の大綱	R 5 年度計画における(1)(2)を統合	2 9
2 熊本労働局	(1) 関係事業場の労働災害防災対策の監督指導に關すること。 <u>(2) 関係事業場の労働安全衛生教育の指導に關すること</u> <u>(3) その他所管事項に關すること</u>	2 熊本労働局	(1) 関係事業場の労働災害防災対策の監督指導等に關すること。 <u>(2) その他所管事項に關すること</u>		
第3章 災害予防計画					
第6節 関係行政機関の指導・助言		第3章 災害予防計画			
4 熊本労働局		第6節 関係行政機関の指導・助言		現況の表現に変更	3 6
4 熊本労働局		4 熊本労働局			
(1) 総合的安全管理体制の監督指導		(1) 総合的安全管理体制の確立に關する指導・助言			
(2) 建設物の新設計画に対する審査の強化		(2) 共有設備等の保守点検制度の確立に關する指導・助言			
(3) 一般安全衛生教育の撤廢		(3) リスクアセスメントの実施に關する指導・助言			
(4) 標準作業規定の作成及び内容の撤廢		(4) 作業標準（非定常作業を含む）の作成及び内容の周知に關する指導・助言			
(5) 定期自主検査の撤廢		(5) 安全衛生教育に關する指導・助言			

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
第2章 防災体制の確立			
1 八代地区特別防災区域図			
		タンク廃止やメガソーラー新設等による修正	5 4

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前

修正後

修正理由等

P

2

八代地区特別防災区域内事業所一覧表

事業所名	種類	所在地	危険物名	貯蔵容量	最大貯蔵量	最大貯蔵高さ	最大貯蔵面積	最大貯蔵体積	最大貯蔵重量	備考
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	499	543.9.9	9.700	6.750	固定型		
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	995		11.640	10.714			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	ガソリン	1,325		13.510	10.655	内部降ぶた		
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	478		7.760	10.721	固定型		
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	748		9.700	10.754			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	ガソリン	996		11.640	10.684			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	潤滑油	188		5.820	7.700			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	軽油	3,300	\$45.4.18	19.730	12.220			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	9	\$48.5.16	1.940	3.119			

3

特定事業所における危険物施設一覧表

(1) 事業所名 東西オイルターミナル(八代油槽所) No. 1

施設区分	施設名称	危険物名	許容貯蔵容量	最大貯蔵量	最大貯蔵高さ	最大貯蔵面積	最大貯蔵体積	最大貯蔵重量	備考
1	屋外タンク貯蔵所	重油	499	543.9.9	9.700	6.750	固定型		
2	2号タンク		995		11.640	10.714			
3	3号タンク	ガソリン	1,325		13.510	10.655	内部降ぶた		
4	4号タンク		478		7.760	10.724	固定型		
5	5号タンク	重油	748		9.700	10.754			
6	6号タンク		996		11.640	10.684			
7	7号タンク	ガソリン	188		5.820	7.700			
8	8号タンク	潤滑油	188		5.820	7.700			
9	9号タンク	軽油	3,300	\$45.4.18	19.730	12.220			
10	11号タンク	重油	9	\$48.5.16	1.940	3.119			

2

八代地区特別防災区域内事業所一覧表

事業所名	種類	所在地	危険物名	貯蔵容量	最大貯蔵量	最大貯蔵高さ	最大貯蔵面積	最大貯蔵体積	最大貯蔵重量	備考
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	499	543.9.9	9.700	6.770	固定型		
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	995		11.640	10.714			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	ガソリン	1,325		13.510	10.655	内部降ぶた		
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	478		7.760	10.724	固定型		
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	748		9.700	10.754			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	ガソリン	996		11.640	10.684			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	潤滑油	188		5.820	7.700			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	軽油	3,300	\$45.4.18	19.730	12.220			
ENEOS八代ターミナル	油槽	八代市	重油	9	\$48.5.16	1.940	3.119			

3

特定事業所における危険物施設一覧表

(1) 事業所名 東西オイルターミナル(八代油槽所) No. 1

施設区分	施設名称	危険物名	許容貯蔵容量	最大貯蔵量	最大貯蔵高さ	最大貯蔵面積	最大貯蔵体積	最大貯蔵重量	備考
1	屋外タンク貯蔵所	重油	499	543.9.9	9.700	6.770	固定型		
2	2号タンク		995		11.640	10.714			
3	3号タンク	ガソリン	1,325		13.510	10.655	内部降ぶた		
4	4号タンク		478		7.760	10.724	固定型		
5	5号タンク	重油	748		9.700	10.754			
6	6号タンク		996		11.640	10.684			
7	7号タンク	ガソリン	188		5.820	7.700			
8	8号タンク	潤滑油	188		5.820	7.700			
9	9号タンク	軽油	3,300	\$45.4.18	19.730	12.220			
10	11号タンク	重油	9	\$48.5.16	1.940	3.119			

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前										修正後										修正理由等	P
11	"	101	重油 (3)	990	S43.8.17	10.640	12.180	"		11	"	101	重油 (3)	990	S43.8.17	10.640	12.180	"			
12	"	102	灯油 (2)	1,580	"	13.560	12.155	"		12	"	102	灯油 (2)	1,580	"	13.560	12.155	"			
13	"	103	ガソリン (1)	1,965	"	15.500	12.165	"		13	"	103	ガソリン (1)	1,965	"	15.500	12.165	内部浮ぶた			
14	"	104	重油 (3)	990	"	10.640	12.186	"		14	"	104	重油 (3)	990	"	10.640	12.186	"			
15	"	105	ガソリン (1)	300	"	6.770	9.140	"		15	"	105	ガソリン (1)	300	"	6.770	9.140	"			
(小計)				15,111.00						(小計)				15,111.00							
16	屋内貯蔵所		ガソリン (1) 軽油 (2) 灯油 (2) 重油 (3)	1.60 1.40 1.00	H26.2.13					16	屋内貯蔵所		ガソリン (1) 軽油 (2) 灯油 (2) 重油 (3)	1.60 1.40 1.00	H26.2.13						
(小計)				4.00						(小計)				4.00							
17	一般取扱所	ローリー積 場及びびら ム充てん 所	ガソリン (1) 軽油 (2) 灯油 (2) 重油 (3) 潤滑油 (4)	2,000 1,800 1,300 18	S43.9.9					17	一般取扱所	ローリー積 場及びびら ム充てん 所	ガソリン (1) 軽油 (2) 灯油 (2) 重油 (3) 潤滑油 (4)	2,000 1,800 1,300 18	S43.9.9						
(小計)				5,118.000						(小計)				5,118.000							
18	移送取扱所	棧橋	ガソリン (1) 軽油 (2) 灯油 (2) 重油 (3)	2,500 3,500 2,000	S49.4.30					18	移送取扱所	棧橋	ガソリン (1) 軽油 (2) 灯油 (2) 重油 (3)	2,500 3,500 2,000	S49.4.30						
(小計)				8,000						(小計)				8,000							
合計 (A地区本庫)				28,233.000						合計 (A地区本庫)				28,233.000							
No. 2										No. 2										57	
番 号	施設区分 (タンク番 号等)	施設名称 (は石油類 号等)	危険物名 (は石油類 号)	許 可 貯蔵取扱 数量	年 月 日	直 径	高 さ	屋 外 タン ク 型 式	備 考	番 号	施設区分 (タンク番 号等)	施設名称 (は石油類 号等)	危険物名 (は石油類 号)	許 可 貯蔵取扱 数量	年 月 日	直 径	高 さ	屋 外 タン ク 型 式	備 考		
(A地区分庫)										(A地区分庫)											
19	屋外タンク貯蔵所	14号タンク	灯油 (2)	9,900	S46.2.16	32.940	12.378	固定型		19	屋外タンク貯蔵所	14号タンク	灯油 (2)	9,900	S46.2.16	32.940	12.378	固定型			
20	"	79D-15 タンク	重油 (3)	918	S54.2.16	11.640	9.237	"		20	"	79D-15 タンク	重油 (3)	918	S54.2.16	11.640	9.237	"			
21	"	79D-16 タンク	"	920	S57.8.9	11.640	9.237	"		21	"	79D-16 タンク	"	920	S57.8.9	11.640	9.237	"			
22	"	79D-17 タンク	"	920	"	11.640	9.222	"		22	"	79D-17 タンク	"	920	"	11.640	9.222	"			
(小計)				12,658						(小計)				12,658							
23	屋外貯蔵所		重油 (3)	18	H5.8.25																
24	"		重油 (3)	18	"																
25	"		"	18	"																
(小計)				54						合計 (A地区分庫)				12,658							
合計 (A地区)										合計 (A地区)				40,891.000							

6

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前										修正後										修正理由等	P						
										No. 3																	
合計 (A地区分庫)																											
合計 (A地区)										危険物										40,945.000							
No. 3																											
番 施設区分 号										施設名称 (タンク番 号等)										危険物名 (は石油類 号等)	許 可 貯蔵取扱 数量	年 月 日	直 径	高 さ	屋 外 タン ク 型 式	備 考	
(B 地 区)																											
23										屋外タンク貯蔵所										1番タンク	ガソリン (1)	1,800	S48.10.17	13.560	13.700	内部浮ぶた	
24										"										2番タンク	"	996	S44.7.16	11.620	10.660	"	
25										"										3番タンク	"	400	"	8.710	7.620	固定型	
26										"										4番タンク	"	400	"	8.710	7.600	"	
27										"										7番タンク	重油	990	S48.10.19	11.620	10.610	"	
28										"										8番タンク	"	900	S44.7.16	10.640	10.660	"	
29										"										9番タンク	軽油 (2)	990	"	11.640	10.660	"	
30										"										11番タンク	"	995	"	11.620	10.660	"	
31										"										13号タンク	灯油 (2)	1,862	S49.7.29	13.560	13.680	"	
32										"										14号タンク	軽油 (2)	1,860	"	13.560	13.680	"	
33										"										15号タンク	灯油 (2)	1,862	"	13.560	13.700	"	
34										"										17号タンク	重油 (3)	1,862	"	13.560	13.680	"	
(小 計)																				14,917							
35										屋外貯蔵所										ドラム置場	潤滑油 (3)	40	H3.5.28				休止
(小 計)																				130							
36										屋内貯蔵所										危険物倉庫	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	1.6 1.4 1.0	H19.7.25				
(小 計)																				4.0							
41										屋外貯蔵所										ドラム置場	潤滑油 (3)	40	H3.5.28				休止
(小 計)																				130							
42										屋内貯蔵所										危険物倉庫	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	1.6 1.4 1.0	H19.7.25				
(小 計)																				4.0							

No. 3										5 8
合計 (B地区)										64,292.0

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前										修正後										修正理由等	P
43	一般取扱所	ローリー積場	ガソリン(1) 灯油・軽油(2) 重油(3)	750 1,000 600	H3.4.17																
(小計)				2,350																	
44	移送取扱所	熊橋	ガソリン(1) 灯油・軽油(2) 重油(3)	2,000 2,000 2,000	S19.5.1																
(小計)				6,000																	
合計(B地区)				26,661.0																	
総計				67,606.0																	
(2)事業所名 ジャパンオイルネットワーク㈱八代油槽所																					

番 号	施設区分 (タンク番 号等)	施設名称 危険物名 (1)は石油型	許 可 貯 蔵 取 扱 量 年 月 日	屋 外 タ ン ク 直 径 高 さ 屋根型	備 考	番 号	施設区分 (タンク番 号等)	施設名称 危険物名 (1)は石油型	許 可 貯 蔵 取 扱 量 年 月 日	屋 外 タ ン ク 直 径 高 さ 屋根型	備 考
1	屋外タンク貯蔵所	1号タンク	ハイオクガソリン(1)	850	S43.6.6	10.650	10.680	内部浮ぶた			
2	"	2号タンク	軽油(2)	1,710	"	14.622	11.015	固定型			
3	"	3号タンク	"	1,170	"	12.188	10.705	"			
4	"	4号タンク	ハイオクガソリン(1)	375	"	7.614	9.183	内部浮ぶた			
5	"	5号タンク	"	323	"	7.614	7.665	固定型			
6	"	6号タンク	重油(3)	753	"	9.139	12.160	"			
7	"	7号タンク	重油(3)	753	"	9.139	12.160	"			
8	"	8号タンク	"	1,343	"	12.184	12.216	"			
9	"	9号タンク	軽油(2)	2,315	S45.3.26	15.500	13.660	内部浮ぶた			
10	"	10号タンク	灯油(2)	2,470	S46.2.15	15.500	13.850	固定型			
11	"	11号タンク	"	2,580	"	15.500	13.880	"			
12	"	12号タンク	ガソリン(1)	1,825	S46.4.20	13.560	13.893	内部浮ぶた			
13	"	13号タンク	ガソリン(1)	483	"	7.740	10.749	"			
14	"	14号タンク	重油(3)	2,678	S48.9.25	14.630	16.610	固定型			
15	"	15号タンク	ガソリン(1)	2,809	"	17.070	12.938	内部浮ぶた			
(小計)				22,437							
16	屋内貯蔵所	危険物番号	ガソリン(1) 灯油・軽油(2)	1.6 1.0	H21.7.16						
(小計)				2.6							
17	屋外貯蔵所	危険物番号	石油添加剤(2)	4.80	I121.12.7						
(小計)				4.80							

(2)事業所名 ジャパンオイルネットワーク㈱八代油槽所												時点修正	5 9
番 号	施設区分 (タンク番 号等)	施設名称 危険物名 (1)は石油型	許 可 貯 蔵 取 扱 量 年 月 日	屋 外 タ ン ク 直 径 高 さ 屋根型	備 考	番 号	施設区分 (タンク番 号等)	施設名称 危険物名 (1)は石油型	許 可 貯 蔵 取 扱 量 年 月 日	屋 外 タ ン ク 直 径 高 さ 屋根型	備 考		
1	屋外タンク貯蔵所	1号タンク	ハイオクガソリン(1)	850	S43.6.6	10.650	10.680	内部浮ぶた					
2	"	2号タンク	軽油(2)	1,710	"	14.622	11.015	固定型					
3	"	3号タンク	"	1,170	"	12.188	10.705	"					
4	"	4号タンク	ハイオクガソリン(1)	375	"	7.614	9.183	内部浮ぶた					
5	"	5号タンク	"	休止	"	7.614	7.665	固定型					
6	"	6号タンク	重油(3)	753	"	9.139	12.160	"					
7	"	7号タンク	重油(3)	753	"	9.139	12.160	"					
8	"	8号タンク	"	1,343	"	12.184	12.216	"					
9	"	9号タンク	軽油(2)	2,315	S45.3.26	15.500	13.660	内部浮ぶた					
10	"	10号タンク	灯油(2)	2,470	S46.2.15	15.500	13.850	固定型					
11	"	11号タンク	"	2,580	"	15.500	13.880	"					
12	"	12号タンク	ガソリン(1)	1,825	S46.4.20	13.560	13.890	内部浮ぶた					
13	"	13号タンク	ガソリン(1)	483	"	7.740	10.749	"					
14	"	14号タンク	重油(3)	2,678	S48.9.25	14.630	16.610	固定型					
15	"	15号タンク	ガソリン(1)	2,809	"	17.070	12.938	内部浮ぶた					
(小計)				22,114									
16	屋内貯蔵所	危険物番号	ガソリン(1) 灯油・軽油(2)	1.6 1.0	H21.7.16								
17	屋外貯蔵所	危険物番号	石油添加剤(2)	4.80	I121.12.7								
(小計)				4.80									

8

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前										修正後										修正理由等	P
18	一 般 取 扱 所	ローリー積場	ガソリン(1) 灯油(2) 軽油(2) 重油(3)	700 700 600	H5.4.28 # #																
(小 計)				2,000																	
19	移 送 取 扱 所	熊 橋	ガソリン(1) 灯油・軽油(2) 重油(3)	1,400 2,000 1,000	S49.4.30																
(小 計)				4,400																	
合 計				28,844.40																	
第2章 (防災体制の確立) 関係										第2章 (防災体制の確立) 関係											
1 熊本県石油コンビナート等防災本部員及び幹事名簿										1 熊本県石油コンビナート等防災本部員及び幹事名簿											
(1) 熊本県石油コンビナート等防災本部員名簿										(1) 熊本県石油コンビナート等防災本部員名簿											
本部長 熊本県知事										本部長 熊本県知事											
本部員 25名										本部員 25名											
区分 職名 所在地 郵便番号 電話番号										区分 職名 所在地 郵便番号 電話番号										実情に即した修正	6 8
指定地方 熊本海上 行政機関 保安部長 (略) (略) 0964-52-3103										指定地方 熊本海上 行政機関 保安部長 (略) (略) 0964-52-3104											
(2) 熊本県石油コンビナート等防災本部幹事名簿										(2) 熊本県石油コンビナート等防災本部幹事名簿											
幹事 18名										幹事 18名											
区分 職名 所在地 郵便番号 電話番号										区分 職名 所在地 郵便番号 電話番号										実情に即した修正	6 9
幹事長 熊本海上保安部 警備救難課長 (略) (略) 0964-52-3103										幹事長 熊本海上保安部 警備救難課長 (略) (略) 0964-52-3104											

9

[illegible][illegible]

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前						修正後						修正理由等	P
(3)八代市消防団（八代方面隊）、資機材及び人員の保有数						(3)八代市消防団（八代方面隊）、資機材及び人員の保有数						時点修正	7 9
R5.1.31 現在						R6.1.31 現在							
校区名		分団名	消 防 資 機 材			校区名		分団名	消 防 資 機 材				
			自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員				自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員
代 陽		第 1 分 団	1			58	代 陽		第 1 分 団	1			58
		第 2 分 団	1						第 2 分 団	1			
八 代		第 3 分 団	1			15	八 代		第 3 分 団	1			15
		第 4 分 団	3						第 4 分 団	3			
太 田 郷		第 5 分 団		6		128	太 田 郷		第 5 分 団		6		128
		第 6 分 団		5					第 6 分 団		5		
麦 島		第 7 分 団		1		42	麦 島		第 7 分 団		1		42
植 柳		第 8 分 団	1			26	植 柳		第 8 分 団	1			26
		第 9 分 団		3					第 9 分 団		3		
松 高		第 1 0 分 団		3		91	松 高		第 1 0 分 団		3		91
		第 1 1 分 団		1					第 1 1 分 団		1		
八 千 把		第 1 2 分 団		4		72	八 千 把		第 1 2 分 団		4		72
		第 1 3 分 団		3	2				第 1 3 分 団		3	2	
高 田		第 1 4 分 団		1		57	高 田		第 1 4 分 団		1		57
		第 1 5 分 団		1					第 1 5 分 団		1		
金 剛		第 1 6 分 団		3			金 剛		第 1 6 分 団		3		
		第 1 7 分 団		3		122			第 1 7 分 団		3		122
		第 1 8 分 団		3					第 1 8 分 団		3		
郡 築		第 1 9 分 団		2		113	郡 築		第 1 9 分 団		2		113
		第 2 0 分 団		2					第 2 0 分 団		2		
宮 地		第 2 1 分 団		1		28	宮 地		第 2 1 分 団		1		28
		第 2 2 分 団		1					第 2 2 分 団		1		
宮地東		第 2 3 分 団	1	2		15	宮地東		第 2 3 分 団	1	2		15
		第 2 4 分 団		1					第 2 4 分 団		1		
日 奈 久		第 2 5 分 団		1		58	日 奈 久		第 2 5 分 団		1		58
		第 2 6 分 団		1					第 2 6 分 団		1		
昭 和		第 2 7 分 団		2	3	43	昭 和		第 2 7 分 団		2	3	43
		第 2 8 分 団		1					第 2 8 分 団		1		
二 見		第 2 9 分 団		1		59	二 見		第 2 9 分 団		1		59
		第 3 0 分 団		1	1				第 3 0 分 団		1	1	
龍 峯		第 3 1 分 団		6		106	龍 峯		第 3 1 分 団		6		106
全 校 区		本 部 分 団				24	全 校 区		本 部 分 団				24
合 計		31	7	58	8	1,057	合 計		32	6	59	8	1,057

12

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前				修正後				修正理由等		P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第3章（災害応急計画）関係				第3章（災害応急計画）関係				組織改編による修正		8 3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1 熊本県石油コンビナート等防災本部の組織・系統 （1）組織 イ. 現地本部（災害が陸上の場合又は陸上及び海上にわたる場合）				1 熊本県石油コンビナート等防災本部の組織・系統 （1）組織 イ. 現地本部（災害が陸上の場合又は陸上及び海上にわたる場合）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<table><tr><th colspan="2">石油コンビナート等現地防災本部</th></tr><tr><td>本 部 長</td><td>八代市長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>熊本県南広域本部長</td></tr><tr><td colspan="2">現 地 本 部 員</td></tr><tr><td colspan="2">九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長） 熊本海上保安部長（八代海上保安署長） 八代広域行政事務組合消防長 陸上自衛隊第8師団長（<u>第8特科連隊長</u>） 熊本県警察本部長（八代警察署長） 西日本電信電話株式会社熊本支店長 九州電力送配電株式会社熊本支社長 （九州電力送配電熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長） 八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長 その他防災本部員長が指名する本部員</td></tr></table>				石油コンビナート等現地防災本部		本 部 長	八代市長	副 本 部 長	熊本県南広域本部長	現 地 本 部 員		九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長） 熊本海上保安部長（八代海上保安署長） 八代広域行政事務組合消防長 陸上自衛隊第8師団長（ <u>第8特科連隊長</u> ） 熊本県警察本部長（八代警察署長） 西日本電信電話株式会社熊本支店長 九州電力送配電株式会社熊本支社長 （九州電力送配電熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長） 八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長 その他防災本部員長が指名する本部員		<table><tr><th colspan="2">石油コンビナート等現地防災本部</th></tr><tr><td>本 部 長</td><td>八代市長</td></tr><tr><td>副 本 部 長</td><td>熊本県南広域本部長</td></tr><tr><td colspan="2">現 地 本 部 員</td></tr><tr><td colspan="2">九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長） 熊本海上保安部長（八代海上保安署長） 八代広域行政事務組合消防長 陸上自衛隊第8師団長（<u>西部方面特科連隊長</u>） 熊本県警察本部長（八代警察署長） 西日本電信電話株式会社熊本支店長 九州電力送配電株式会社熊本支社長 （九州電力送配電熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長） 八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長 その他防災本部員長が指名する本部員</td></tr></table>				石油コンビナート等現地防災本部		本 部 長	八代市長	副 本 部 長	熊本県南広域本部長	現 地 本 部 員		九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長） 熊本海上保安部長（八代海上保安署長） 八代広域行政事務組合消防長 陸上自衛隊第8師団長（ <u>西部方面特科連隊長</u> ） 熊本県警察本部長（八代警察署長） 西日本電信電話株式会社熊本支店長 九州電力送配電株式会社熊本支社長 （九州電力送配電熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長） 八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長 その他防災本部員長が指名する本部員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
石油コンビナート等現地防災本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本 部 長	八代市長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
副 本 部 長	熊本県南広域本部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
現 地 本 部 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長） 熊本海上保安部長（八代海上保安署長） 八代広域行政事務組合消防長 陸上自衛隊第8師団長（ <u>第8特科連隊長</u> ） 熊本県警察本部長（八代警察署長） 西日本電信電話株式会社熊本支店長 九州電力送配電株式会社熊本支社長 （九州電力送配電熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長） 八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長 その他防災本部員長が指名する本部員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
石油コンビナート等現地防災本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本 部 長	八代市長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
副 本 部 長	熊本県南広域本部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
現 地 本 部 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
九州地方整備局長（熊本港湾・空港整備事務所長） 熊本海上保安部長（八代海上保安署長） 八代広域行政事務組合消防長 陸上自衛隊第8師団長（ <u>西部方面特科連隊長</u> ） 熊本県警察本部長（八代警察署長） 西日本電信電話株式会社熊本支店長 九州電力送配電株式会社熊本支社長 （九州電力送配電熊本支社配電部 八代配電事業所長兼配電グループ長） 八代地区特別防災区域共同防災組織運営委員長 その他防災本部員長が指名する本部員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5 災害情報等関係機関連絡先一覧表				5 災害情報等関係機関連絡先一覧表				実情に即した修正		9 1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<table><tr><th colspan="4">熊 本 県</th><th colspan="4">熊 本 県</th></tr><tr><th>機 関 名</th><th>種 別</th><th>通 信 手 続</th><th>電 話 番 号</th><th>担 当 者</th><th>機 関 名</th><th>種 別</th><th>通 信 手 続</th><th>電 話 番 号</th><th>担 当 者</th></tr><tr><td>県 民 防 衛 課</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>県 民 防 衛 課</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>熊本海上保安部</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>熊本海上保安部</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr></table>				熊 本 県								熊 本 県				機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者	機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者	県 民 防 衛 課	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	県 民 防 衛 課	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	熊本海上保安部	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	熊本海上保安部	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	<table><tr><th colspan="4">熊 本 県 南 広 域 本 部</th><th colspan="4">熊 本 県 南 広 域 本 部</th></tr><tr><th>機 関 名</th><th>種 別</th><th>通 信 手 続</th><th>電 話 番 号</th><th>担 当 者</th><th>機 関 名</th><th>種 別</th><th>通 信 手 続</th><th>電 話 番 号</th><th>担 当 者</th></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td></tr><tr><td>八代市消防団</td><td>8:30～4:15 17:15～24</td><td>監視員</td><td>095-241-7109 内線2229</td><td>監視員</td><</tr></table>				熊 本 県 南 広 域 本 部				熊 本 県 南 広 域 本 部				機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者	機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団
熊 本 県				熊 本 県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者	機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
県 民 防 衛 課	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	県 民 防 衛 課	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
熊本海上保安部	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	熊本海上保安部	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
熊 本 県 南 広 域 本 部				熊 本 県 南 広 域 本 部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者	機 関 名	種 別	通 信 手 続	電 話 番 号	担 当 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員	八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八代市消防団	8:30～4:15 17:15～24	監視員	095-241-7109 内線2229	監視員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

[illegible]

修正前	修正後	修正理由等	P																																																												
9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4)住民への伝達方法 ○伝達組織 各町内（大島町、郡築1～12番町）市政協力員 R5.2.6 現在	9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4)住民への伝達方法 ○伝達組織 各町内（大島町、郡築1～12番町）市政協力員 R6.1.1 現在	時点修正	119																																																												
<table><tr><th>担当町名</th><th>氏 名</th></tr><tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr><tr><td>郡築1番町1</td><td>杉島 勇二</td></tr><tr><td>郡築1番町2</td><td>武原 正美</td></tr><tr><td>郡築2番町</td><td>黒田 仁志</td></tr><tr><td>郡築3番町</td><td>上原 健治</td></tr><tr><td>郡築4番町</td><td>上村 和廣</td></tr><tr><td>郡築5番町</td><td>釜賀 博之</td></tr><tr><td>郡築6番町</td><td>楠本 清貴</td></tr><tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr><tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr><tr><td>郡築9番町</td><td>松村 砂夫</td></tr><tr><td>郡築10番町</td><td>福田 良一</td></tr><tr><td>郡築11番町</td><td>押方 光洋</td></tr><tr><td>郡築12番町</td><td>水田 典三</td></tr></table>	担当町名	氏 名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	杉島 勇二	郡築1番町2	武原 正美	郡築2番町	黒田 仁志	郡築3番町	上原 健治	郡築4番町	上村 和廣	郡築5番町	釜賀 博之	郡築6番町	楠本 清貴	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	松村 砂夫	郡築10番町	福田 良一	郡築11番町	押方 光洋	郡築12番町	水田 典三	<table><tr><th>担当町名</th><th>氏 名</th></tr><tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr><tr><td>郡築1番町1</td><td>杉島 勇二</td></tr><tr><td>郡築1番町2</td><td>武原 正美</td></tr><tr><td>郡築2番町</td><td>黒田 仁志</td></tr><tr><td>郡築3番町</td><td>上原 健治</td></tr><tr><td>郡築4番町</td><td>上村 和廣</td></tr><tr><td>郡築5番町</td><td>釜賀 博之</td></tr><tr><td>郡築6番町</td><td>楠本 清貴</td></tr><tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr><tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr><tr><td>郡築9番町</td><td>松村 砂夫</td></tr><tr><td>郡築10番町</td><td>福田 良一</td></tr><tr><td>郡築11番町</td><td>押方 光洋</td></tr><tr><td>郡築12番町</td><td>水田 典三</td></tr></table>	担当町名	氏 名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	杉島 勇二	郡築1番町2	武原 正美	郡築2番町	黒田 仁志	郡築3番町	上原 健治	郡築4番町	上村 和廣	郡築5番町	釜賀 博之	郡築6番町	楠本 清貴	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	松村 砂夫	郡築10番町	福田 良一	郡築11番町	押方 光洋	郡築12番町	水田 典三		
担当町名	氏 名																																																														
大島町	片岡 浩一																																																														
郡築1番町1	杉島 勇二																																																														
郡築1番町2	武原 正美																																																														
郡築2番町	黒田 仁志																																																														
郡築3番町	上原 健治																																																														
郡築4番町	上村 和廣																																																														
郡築5番町	釜賀 博之																																																														
郡築6番町	楠本 清貴																																																														
郡築7番町	中野 久																																																														
郡築8番町	白石 勝敏																																																														
郡築9番町	松村 砂夫																																																														
郡築10番町	福田 良一																																																														
郡築11番町	押方 光洋																																																														
郡築12番町	水田 典三																																																														
担当町名	氏 名																																																														
大島町	片岡 浩一																																																														
郡築1番町1	杉島 勇二																																																														
郡築1番町2	武原 正美																																																														
郡築2番町	黒田 仁志																																																														
郡築3番町	上原 健治																																																														
郡築4番町	上村 和廣																																																														
郡築5番町	釜賀 博之																																																														
郡築6番町	楠本 清貴																																																														
郡築7番町	中野 久																																																														
郡築8番町	白石 勝敏																																																														
郡築9番町	松村 砂夫																																																														
郡築10番町	福田 良一																																																														
郡築11番町	押方 光洋																																																														
郡築12番町	水田 典三																																																														

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和6年5月）

修正前					修正後					修正理由等	P
(5)避難対象地区					(5)避難対象地区					時点修正	120
R5.2.1時点					R6.1.31時点						
町内	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	町内	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)		
大島町	83	75	84	159	大島町	77	66	78	144		
郡築1番町	751	686	742	1,428	郡築1番町	768	674	750	1,424		
郡築2番町	151	161	195	356	郡築2番町	153	160	193	353		
郡築3番町	185	161	232	393	郡築3番町	209	157	253	410		
郡築4番町	160	119	184	303	郡築4番町	187	130	200	330		
郡築5番町	102	116	113	229	郡築5番町	103	106	114	220		
郡築6番町	78	70	108	178	郡築6番町	82	69	110	179		
郡築7番町	126	109	155	264	郡築7番町	120	113	142	255		
郡築8番町	75	77	101	178	郡築8番町	81	70	108	178		
郡築9番町	135	100	159	259	郡築9番町	151	96	175	271		
郡築10番町	180	103	207	310	郡築10番町	203	102	223	325		
郡築11番町	173	113	242	355	郡築11番町	184	114	252	366		
郡築12番町	316	192	399	591	郡築12番町	369	199	449	648		
計	2,515	2,082	2,921	5,003	計	2,687	2,056	3,047	5,103		
12 自衛隊災害派遣要領					12 自衛隊災害派遣要領					実情に即した修正	128
(7)自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所					(7)自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所						
機関		連絡窓口		電話番号	機関		連絡窓口		電話番号		
第十管区海上保安本部 熊本海上保安部		警備救難課		0964-52-4999	第十管区海上保安本部 熊本海上保安部		警備救難課		0964-52-3104		

熊本県水防計画書
新旧対照表（案）

令和 6 年 5 月 1 6 日現在

熊本県水防計画書（令和6年度修正） 新旧対照表

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由	
【 資 料 編 】										【 資 料 編 】										河川改修の進捗や河川巡視の結果等を受けて、箇所の延長及び危険状況を追記・修正	
Ⅰ－１ 重要水防区間等〔第3章関係〕										Ⅰ－１ 重要水防区間等〔第3章関係〕											
【県知事管理区間】										【県知事管理区間】											
④ 重要水防区間及び重要水防箇所集計表										④ 重要水防区間及び重要水防箇所集計表											
重要水防区間										重要水防区間											
重要水防箇所										重要水防箇所											
所轄	河 川 の 部										海 岸 の 部										水門 （治水、流渇）
所轄	A	延長(m)	B	延長(m)	C	延長(m)	計	A	延長(m)	B	延長(m)	C	延長(m)	計	水門 延長(m)	建設 延長(m)					
熊本	14	113,620	11	50,002	3	30,900	28箇所 194,522							0箇所 0	6						
宇城	6	20,500	15	47,070	15	67,420	36箇所 134,990	1	1,800	5	2,800	4	6,402	10箇所 11,002	9	1 300					
玉名	11	30,855	38	120,543	12	45,788	61箇所 197,195	1	1,000					1箇所 1,000	4	6 1,450					
熊本	10	9,930	6	24,900	14	61,600	30箇所 96,430							2箇所 2	2 1,800						
菊池	8	9,000	17	77,270	2	1,800	27箇所 86,170							0箇所 0							
阿蘇	1	2,000	47	142,360	20	62,171	69箇所 206,531							0箇所 0	2 1,500						
上益城	3	12,800	33	115,890	4	5,200	40箇所 133,890							0箇所 0	7 2,790						
八代	8	57,182	15	49,226	9	31,200	32箇所 137,608	2	8,807					6箇所 6	11 5,200						
芦北	7	19,310	8	18,290	1	2,420	16箇所 40,020		4	7,940	2	3,400		8箇所 8,007	8 5 3,000						
球磨	18	27,305	27	38,660	6	3,780	51箇所 69,745							0箇所 0	2 14 26,270						
天草	9	9,474	22	31,845	14	17,456	45箇所 58,575	2	1,039	7	3,231	25	6,890	34箇所 11,160	6 13 3,100						
計	95	311,976	239	715,826	100	329,765	434箇所 1,357,567	4	3,839	18	22,478	30	16,672	92箇所 42,899	43	61 45,370					
⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕（Bランク）										⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕（Bランク）											
番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法														
略										略											
15	教良木川	教良木川	天草振興局	上天草市松島町今永	～ 右岸 2,300 左岸 0	堤防高不足	積み土盛り														
略										略											
⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕（Cランク）										⑤ 重要水防区間一覧表〔河川の部〕（Cランク）											
番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法														
略										略											

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由		
路										路												
7	大富地川	大富地川	天草振興局	天草市新和町大富地	～	右岸 左岸	480 0	瀬水	築強工	7	大富地川	大富地川	天草振興局	天草市新和町大富地	～	右岸 左岸	400 0	瀬水	築強工			
天草地域振興局 計										天草地域振興局 計												
総 計			100箇所		329,845					総 計			100箇所		329,765							
⑥ 重要水防区間一覧表【海岸の部】（0ランク）										⑥ 重要水防区間一覧表【海岸の部】（0ランク）												
番号	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法		番号	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法				
部										部												
削除										削除												
19	天草	C	八代海海岸	干潟海岸	上天草市大矢野町種和	20	絶滅	積み上げ		19	天草	C	八代海海岸	浪消海岸	上天草市大矢野町種和	20	絶滅	積み上げ				
20	天草	C	八代海海岸	浪消海岸	上天草市大矢野町種和	20	絶滅	積み上げ		20	天草	C	八代海海岸	下山海岸	上天草市大矢野町種和	20	絶滅	積み上げ				
21	天草	C	八代海海岸	下山海岸	上天草市大矢野町種和	20	絶滅	積み上げ		21	天草	C	八代海海岸	浪消海岸	上天草市大矢野町中	30	絶滅	積み上げ				
22	天草	C	八代海海岸	浪消海岸	上天草市大矢野町中	30	絶滅	積み上げ		22	天草	C	八代海海岸	下山海岸	上天草市大矢野町中	20	絶滅	積み上げ				
23	天草	C	有明海海岸	火湾海岸	上天草市大矢野町上	10	絶滅	積み上げ		23	天草	C	有明海海岸	火湾海岸	上天草市大矢野町上	10	絶滅	積み上げ				
24	天草	C	天草西海岸	早消海岸	天草市二消町草消	40	絶滅	積み上げ		24	天草	C	天草西海岸	早消海岸	天草市二消町草消	40	絶滅	積み上げ				
25	天草	C	天草西海岸	大田道海岸	天草市五和町二江	10	絶滅	積み上げ		24	天草	C	天草西海岸	大田道海岸	天草市五和町二江	10	絶滅	積み上げ				
小 計			25箇所		6,890					小 計			24箇所		6,870							
天草地域振興局 計			34箇所		11,160					天草地域振興局 計			33箇所		11,140							
総 計			53箇所		43,009					総 計			52箇所		42,989							
⑩ 重要水防施設一覧表【陸側の部】										⑩ 重要水防施設一覧表【陸側の部】												
名 称	河川海岸名	位 置	所管振興局名	管 理 者	操 作						名 称	河川海岸名	位 置	所管振興局名	管 理 者	操 作						
1号陸開	壁の浦海岸	上天草市大矢野町種和	天草	天草広域本部土木部長	土嚢で常時閉鎖						1号陸開	壁の浦海岸	上天草市大矢野町種和	天草	天草広域本部土木部長	土嚢で常時閉鎖						
3号陸開	新聞海岸	上天草市大矢野町中	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						3号陸開	新聞海岸	上天草市大矢野町中	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						
4号陸開	〃	〃	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						4号陸開	〃	〃	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						
1号陸開	砂月海岸	天草市牛深町砂月	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						1号陸開	砂月海岸	天草市牛深町砂月	天草	天草広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						
陸開(0k240)	関川	荒尾市下井出	五名	五名地域振興局土木部長	角落して常時閉鎖						陸開(0k240)	関川	荒尾市下井出	五名	五名地域振興局土木部長	スイングゲート・角落して常時閉鎖						
陸開(0k20)	唐人川	横島町横島	五名	五名地域振興局土木部長	なし						陸開(0k20)	唐人川	五名市横島町横島	五名	五名地域振興局土木部長	スイングゲート・スライドゲート・角落して常時閉鎖						
陸開(0k120)	唐人川	横島町横島	五名	五名地域振興局土木部長	角落して常時閉鎖						削除											
陸開(0k180)	唐人川	横島町横島	五名	五名地域振興局土木部長	角落して常時閉鎖						削除											
陸開(0k100)	八間川	八代郡水川町網走	県南	県南広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						陸開(0k100)	八間川	八代郡水川町網走	県南	県南広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						
陸開(0k100)	鏡川	八代市鏡町鏡	県南	県南広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						陸開(0k100)	鏡川	八代市鏡町鏡	県南	県南広域本部土木部長	木板で常時閉鎖						
合 計			10箇所							合 計			8箇所									

河川ごとに集約標記

2

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由									
⑩ 重要水防施設一覧表〔排水機場の部〕										⑩ 重要水防施設一覧表〔排水機場の部〕																			
名 称	河川名	位 置	所管振興局名	管 理 者	操 作						名 称	河川名	位 置	所管振興局名	管 理 者	操 作													
五丁川排水機場	五丁川	宇城市松橋町御船	宇城	宇城地域振興局土木部長							五丁川排水機場	五丁川	宇城市松橋町御船	宇城	宇城地域振興局土木部長														
荒瀬排水機場	吉田川	熊本県山鹿市大字石	鹿本	鹿本地域振興局土木部長							荒瀬排水機場	吉田川	熊本県山鹿市大字石	鹿本	鹿本地域振興局土木部長														
荒瀬排水機場	坪井川	熊本県中央区熊本市坪井	熊本	県央広域本部土木部長							荒瀬排水機場	坪井川	熊本県中央区熊本市坪井	熊本	県央広域本部土木部長														
黒崎排水機場	赤松川	芦北町大字田浦黒崎	芦北	芦北地域振興局土木部長							黒崎排水機場	赤松川	芦北町大字田浦黒崎	芦北	芦北地域振興局土木部長														
黒川排水機場	浅井手川	宇城市不知火町高良	宇城	宇城地域振興局土木部長							黒川排水機場	浅井手川	宇城市不知火町高良	宇城	宇城地域振興局土木部長														
黒川排水機場	木部川	熊本県熊本市南区御幸木部	熊本	県央広域本部土木部長							黒川排水機場	木部川	熊本県熊本市南区御幸木部	熊本	県央広域本部土木部長														
花立排水機場	堀川	熊本県菊池郡菊陽町津久礼	熊本	県央広域本部土木部長							花立排水機場	堀川	熊本県菊池郡菊陽町津久礼	熊本	県央広域本部土木部長														
壺川排水機場	坪井川	熊本県熊本市中央区壺川	熊本	県央広域本部土木部長							壺川排水機場	坪井川	熊本県熊本市中央区壺川	熊本	県央広域本部土木部長														
川内排水機場	川内川	熊本県埴国郡埴国村大字埴国	埴国	埴国地域振興局土木部長							川内排水機場	川内川	熊本県埴国郡埴国村大字埴国	埴国	埴国地域振興局土木部長														
合 計			9箇所								合 計			8箇所															
【国土交通大臣管理区間】										【国土交通大臣管理区間】																			
③ 重要水防箇所集計表										③ 重要水防箇所集計表																			
所轄	水系名	危険箇所 箇所延長	重要水防 箇所延長	危険箇所										重要水防 箇所延長	所轄	水系名	危険箇所 箇所延長	重要水防 箇所延長	危険箇所										重要水防 箇所延長
				浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所							浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		
				浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所						浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	
				浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所						浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	
熊本 河川国庫 事務所	自川	右岸	16,990	12,905	7	3,514	22	8,768	2	625	31	12,905	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		左岸	17,464	13,194	5	3,587	17	7,878	6	1,689	29	13,194	1	57	0	0	0	0	0	0	0	0							
		計	34,454	26,099	12	7,101	7	39	16,644	10	6	2,314	0	57	28,099	17	1	57	0	0	0	0							
		左岸	53,755	41,778	13	3,700	58	34,855	6	3,223	80	41,778	3	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
熊本 河川国庫 事務所	鏡川	右岸	45,869	38,017	15	5,095	45	29,784	3	3,158	65	38,017	1	500	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	59,624	79,795	28	8,795	12	101	64,819	17	145	79,795	44	4	1,400	0	0	0	0	0	0	0							
		計	105,493	117,812	43	13,886	29	171	136,603	34	159	117,812	55	4	2,800	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	105,493	117,812	43	13,886	29	171	136,603	34	159	117,812	55	4	2,800	0	0	0	0	0	0	0							
熊本 河川国庫 事務所	徳川	右岸	-	14,888	18	4,126	24	8,700	11	1,160	56	14,888	10	2,665	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	-	15,519	7	2,741	39	8,938	17	3,650	56	15,519	6	1,961	0	0	0	0	0	0	0	0							
		計	100,300	30,500	25	6,867	11	54	18,638	13	24	5,010	3	104	30,500	27	16	4,626	0	0	0	0							
		左岸	99,850	31,223	1	1,000	52	27,700	14	2,523	67	31,223	2	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
熊本 河川国庫 事務所	壺川	右岸	61,560	29,804	7	1,400	51	24,000	19	4,404	77	29,804	4	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	121,410	61,027	6	2,365	10	103	51,700	19	34	6,927	0	144	61,027	29	5	1,600	0	0	0	0							
		計	182,970	90,831	13	3,765	20	156	75,700	38	78	11,327	4	244	61,027	34	10	2,200	0	0	0	0							
		左岸	182,970	90,831	13	3,765	20	156	75,700	38	78	11,327	4	244	61,027	34	10	2,200	0	0	0	0							
熊本 河川国庫 事務所	荒瀬川	右岸	1,500	325	4	225	0	0	0	0	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	1,500	225	3	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		計	3,000	550	7	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	142,095	101,213	40	12,882	196	81,021	34	7,531	232	101,213	15	3,965	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
熊本 河川国庫 事務所	荒瀬川	右岸	126,383	96,719	37	13,048	141	70,570	47	13,101	225	96,719	14	7,318	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	368,789	197,930	77	25,713	40	297	132,862	55	63	20,632	18	457	197,930	117	29	7,363	0	0	0	0							
		計	495,172	304,649	114	38,761	136	203,832	92	134,131	457	304,649	33	1,193	197,930	132	58	14,681	0	0	0	0							
		左岸	495,172	304,649	114	38,761	136	203,832	92	134,131	457	304,649	33	1,193	197,930	132	58	14,681	0	0	0	0							
合 計			9箇所								合 計			8箇所															
【国土交通大臣管理区間】										【国土交通大臣管理区間】																			
③ 重要水防箇所集計表										③ 重要水防箇所集計表																			
所轄	水系名	危険箇所 箇所延長	重要水防 箇所延長	危険箇所										重要水防 箇所延長	所轄	水系名	危険箇所 箇所延長	重要水防 箇所延長	危険箇所										重要水防 箇所延長
				浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所							浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		
				浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所						浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	
				浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所						浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	
熊本 河川国庫 事務所	自川	右岸	16,990	12,905	7	3,514	22	8,768	2	625	31	12,905	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	17,464	13,194	5	3,587	17	7,878	6	1,689	29	13,194	1	57	0	0	0	0	0	0	0	0							
		計	34,454	26,099	12	7,101	7	39	16,644	10	6	2,314	0	57	28,099	17	1	57	0	0	0	0							
		左岸	53,755	41,778	13	3,700	58	34,855	6	3,223	80	41,778	3	800	0	0	0	0	0	0	0	0							
熊本 河川国庫 事務所	鏡川	右岸	45,869	38,017	15	5,095	45	29,784	3	3,158	65	38,017	1	500	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	59,624	79,795	28	8,795	12	101	64,819	17	145	79,795	44	4	1,400	0	0	0	0	0	0	0							
		計	105,493	117,812	43	13,886	29	171	136,603	34	159	117,812	55	4	2,800	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	105,493	117,812	43	13,886	29	171	136,603	34	159	117,812	55	4	2,800	0	0	0	0	0	0	0							
熊本 河川国庫 事務所	徳川	右岸	-	14,888	18	4,126	24	8,700	11	1,160	56	14,888	10	2,665	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	-	15,519	7	2,741	39	8,938	17	3,650	56	15,519	6	1,961	0	0	0	0	0	0	0	0							
		計	100,300	30,500	25	6,867	11	54	18,638	13	24	5,010	3	104	30,500	27	16	4,626	0	0	0	0							
		左岸	99,850	31,223	1	1,000	52	27,700	14	2,523	67	31,223	2	400	0	0	0	0	0	0	0	0							
熊本 河川国庫 事務所	壺川	右岸	61,560	29,804	7	1,400	51	24,000	19	4,404	77	29,804	4	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	121,410	61,027	6	2,365	10	103	51,700	19	34	6,927	0	144	61,027	29	5	1,600	0	0	0	0							
		計	182,970	90,831	13	3,765	20	156	75,700	38	78	11,327	4	244	61,027	34	10	2,200	0	0	0	0							
		左岸	182,970	90,831	13	3,765	20	156	75,700	38	78	11,327	4	244	61,027	34	10	2,200	0	0	0	0							
熊本 河川国庫 事務所	荒瀬川	右岸	1,500	325	4	225	0	0	0	0	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	1,500	225	3	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		計	3,000	550	7	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	142,095	101,213	40	12,882	196	81,021	34	7,531	232	101,213	15	3,965	0	0	0	0	0	0	0	0							
熊本 河川国庫 事務所	荒瀬川	右岸	126,383	96,719	37	13,048	141	70,570	47	13,101	225	96,719	14	7,318	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	368,789	197,930	77	25,713	40	297	132,862	55	63	20,632	18	457	197,930	117	29	7,363	0	0	0	0							
		計	495,172	304,649	114	38,761	136	203,832	92	134,131	457	304,649	33	1,193	197,930	132	58	14,681	0	0	0	0							
		左岸	495,172	304,649	114	38,761	136	203,832	92	134,131	457	304,649	33	1,193	197,930	132	58	14,681	0	0	0	0							
合 計			9箇所								合 計			8箇所															
【国土交通大臣管理区間】										【国土交通大臣管理区間】																			
③ 重要水防箇所集計表										③ 重要水防箇所集計表																			
所轄	水系名	危険箇所 箇所延長	重要水防 箇所延長	危険箇所										重要水防 箇所延長	所轄	水系名	危険箇所 箇所延長	重要水防 箇所延長	危険箇所										重要水防 箇所延長
				浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所							浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		浸水箇所		
				浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所						浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	
				浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所						浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	浸水箇所	
熊本 河川国庫 事務所	自川	右岸	16,990	12,905	7	3,514	22	8,768	2	625	31	12,905	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		左岸	17,464	13,194	5	3,587	17	7,878	6	1,689	29	13,194	1	57	0	0	0	0	0	0	0	0							
		計	34,454	26,099	12	7,101	7	39	16,644																				

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由
④ 重要水防箇所一覧表（熊本河川国道事務所関係）										④ 重要水防箇所一覧表（熊本河川国道事務所関係）										
重要水防箇所一覧表（B）										重要水防箇所一覧表（B）										
【熊 本】					【白川水系】					【熊 本】					【白川水系】					
番号	県 名	河川名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法	番号	県 名	河川名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法			
1	熊本県	白 川	熊本市 西区 小島下町	右 岸	2,000 ～ 2,400	400	基礎地盤雨水の恐れあり。 基礎地盤雨水(注)	土のうけ壁・土留	1	熊本県	白 川	熊本市 西区 小島下町	右 岸	2,000 ～ 2,750	750	基礎地盤雨水の恐れあり。 基礎地盤雨水(注)	土のうけ壁・土留			
2	〃	〃	熊本市 西区 小島下町	右 岸	2,500 ～ 2,800	300	雨水(注)・基礎地盤雨水(注)	土のうけ壁・土留	削除											
3	〃	〃	熊本市 西区 小島六丁目	右 岸	2,800 ～ 2,750	150	基礎地盤雨水の恐れあり。 基礎地盤雨水(注)	土のうけ壁・土留	削除											
4	〃	〃	熊本市 西区 小島六丁目	左 岸	2,200 ～ 3,100	900	雨水(注) 雨水(注)	土のうけ壁・土留	2	〃	〃	熊本市 西区 中環町	左 岸	2,500 ～ 3,100	400	雨水(注) 雨水(注)	土のうけ壁・土留			
5	〃	〃	熊本市 西区 小島六丁目	右 岸	2,800 ～ 3,080	280	雨水(注) 雨水(注)	土のうけ壁・土留	3	〃	〃	熊本市 西区 小島六丁目	右 岸	2,840 ～ 3,080	230	雨水(注)	土のうけ壁・土留			
									場											
計						19箇所	16,944							37箇所	16,221					

⑤ 重要水防箇所一覧表（熊本河川国道事務所関係）										⑤ 重要水防箇所一覧表（熊本河川国道事務所関係）										
重要水防箇所一覧表（B）										重要水防箇所一覧表（B）										
【熊 本】					【球磨川水系】					【熊 本】					【球磨川水系】					
番号	県 名	河川名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法	番号	県 名	河川名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法			
場									場											
3	〃	〃	宇土市 東郷 下船橋	左 岸	1,811 ～ 2,000	189	雨水(注) 雨水(注)	土のうけ壁・土留	削除											
							場		場											
計						101箇所	61,813							100箇所	64,435					
重要水防箇所一覧表（熊本地域河川関係）										重要水防箇所一覧表（熊本地域河川関係）										
【熊 本】					【球磨川水系】					【熊 本】					【球磨川水系】					
番号	県 名	河川名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法	番号	県 名	河川名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法			
1	熊本県	球 磨 川	宇土市 東郷	左 岸	0,090～0,147	157	雨水(注)(令和2年度施工)								削除					
2	〃	〃	宇土市 東郷	左 岸	0,147～0,273	108	雨水(注)(令和2年度施工)				球 磨 川	宇土市 東郷	左 岸	0,147～0,273	108	雨水(注)(令和2年度施工)				
3	〃	〃	宇土市 東郷	左 岸	0,273～0,375	102	雨水(注)(令和2年度施工)								削除					
4	〃	〃	宇土市 東郷	左 岸	0,375～1,241	866	雨水(注)(令和2年度施工)				〃	〃	宇土市 東郷	左 岸	0,375～1,241	866	雨水(注)(令和2年度施工)			
略									略											
計						101箇所	61,813							100箇所	64,435					

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由
5	▽	▽	熊本市 荒江 川口町	右岸	0.000～0.000	800	新堤防（令和2年度施工）			3	△	△	宇土町 東原 谷上町 下道原	右岸	1.811～2.000	100	新堤防（令和15年度施工）			
6	▽	△	熊本市 荒江 川口町	左岸	0.144～1.248	300	新堤防（令和2年度施工）			4	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	0.000～0.000	800	新堤防（令和15年度施工）			
7	▽	△	熊本市 荒江 豊台町砂崎	左岸	1.850～2.083	420	新堤防（令和2年度施工）			5	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	0.001～1.250	200	新堤防（令和15年度施工）			
8	▽	△	熊本市 荒江 川口町	右岸	2.200～2.250	100	新堤防（令和4年度施工）													
9	▽	△	宇土町 長瀬町	左岸	3.378～3.434	120	新堤防（令和2年度施工）													
10	▽	△	熊本市 荒江 川口町	左岸	3.341～4.250	300	新堤防（令和2年度施工）													
11	▽	△	熊本市 荒江 川口町	左岸	4.270～4.615	300	新堤防（令和2年度施工）													
12	▽	△	熊本市 荒江 豊台町砂崎	左岸	4.223～5.010	700	新堤防（令和2年度施工）													
13	▽	網走川 雄島町 上六蔵	右岸	0.200～0.202	30	新堤防（令和2年度施工）														
14	▽	戸戸川 熊本市 荒江 豊台町砂崎	右岸	0.000～0.200	300	新堤防（令和2年度施工）														
15	▽	△	宇土町 豊原町	左岸	1.338～2.375	420	新堤防（令和4年度施工）													
16	▽	△	熊本市 荒江 豊台町砂崎	左岸	5.130～5.240	140	新堤防（令和2年度施工）													
計							14箇所	6,301												

3	△	△	宇土町 東原 谷上町 下道原	左岸	1.811～2.000	100	新堤防（令和15年度施工）												
4	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	0.000～0.000	800	新堤防（令和15年度施工）												
5	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	0.001～1.250	200	新堤防（令和15年度施工）												
6	△	△	宇土町豊原町	右岸	2.122～2.134	60	新堤防（令和15年度施工）												
7	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	2.220～2.241	100	新堤防（令和14年度施工）												
8	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	2.241～2.327	60	新堤防（令和15年度施工）												
9	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	2.267～2.330	50	新堤防（令和14年度施工）												
10	△	△	熊本市 西區 川口町	右岸	4.250～4.615	300	新堤防（令和2年度施工）												
11	△	△	熊本市 西區 熊倉堤防	右岸	4.615～4.750	150	新堤防（令和15年度施工）												
12	△	網走川 雄島町 上六蔵	右岸	0.200～0.202	30	新堤防（令和2年度施工）													
13	△	戸戸川 宇土町 新瀬町	左岸	0.000～0.000	300	新堤防（令和15年度施工）													
14	△	△	熊本市 西區 豊台町砂崎	右岸	0.000～0.100	300	新堤防（令和15年度施工）												
15	△	△	宇土町 豊原町	左岸	1.808～2.375	420	新堤防（令和14年度施工）												
計							15箇所	4,164											

⑥ 重要水防箇所一覧表（八代河川国道事務所関係）

重要水防区域一覧表（A）

球磨川水系

番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
略								
10	熊本県	球磨川	八代市坂本町坂本川	右 岸	136,200～136,280	100m	（雨水）（治水）A	
略								
21	熊本県	球磨川	戸北町白石		376,320		（雨水）不足（神楽橋【工事用架設橋】）	
略								
			計			33	6,867	

⑥ 重要水防箇所一覧表（八代河川国道事務所関係）

重要水防区域一覧表（A）

球磨川水系

番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
略								
略								
略								
略								
			計			31	6,767	

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由	
重要水防区域一覧表（B）										重要水防区域一覧表（B）											
球磨川水系										球磨川水系											
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長 (m)	備 考		水防工法	番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長 (m)	備 考		水防工法		
略										略											
24	熊本県	球磨川	戸北町深川内	左岸	40600～416100	180m	漏水（漏水）B			略											
略										略											
45	熊本県	球磨川	人吉市下新町	右岸	626500～626700	199m	漏水（漏水）B			略											
略										略											
		計			67	18,628m						計			65	18,249m					
重要水防区域一覧表（重点）										重要水防区域一覧表（重点）											
球磨川水系										球磨川水系											
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長 (m)	備 考		水防工法	番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長 (m)	備 考		水防工法		
略										略											
3	熊本県	球磨川	八代市家本町深木川	右岸	136300～136380	100m	漏水（漏水）A			略											
		計			15	4,679m						計			15	4,579m					
⑦ 重要水防箇所一覧表（菊池河川事務所関係）										⑦ 重要水防箇所一覧表（菊池河川事務所関係）											
重要水防箇所一覧表(A)										重要水防箇所一覧表(A)											
【堤 防】										【堤 防】											
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考		水防工法	番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考		水防工法		
1	熊本県	菊池川	玉名郡和水町下津原	左岸	23,100～23/300	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工	1	熊本県	菊池川	玉名郡和水町下津原	左岸	23/100～23/300	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工		

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由		
2			玉名郡和水町大屋	左岸	24,700～24,900	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工	2			玉名郡和水町大屋	左岸	24,700～24,900	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工			
			玉名郡和水町大屋	左岸	24,900～25,100	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工				玉名郡和水町大屋	左岸	24,900～25,100	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工			
3			玉名郡和水町大屋	左岸	25,300～25,500	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工	3			玉名郡和水町大屋	左岸	25,300～25,500	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工			
			菊池市山田	左岸	47,100～47,300	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工				菊池市山田	左岸	47,100～47,300	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工			
5			菊池市山田	左岸	47,500～47,700	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工	5			菊池市山田	左岸	47,500～47,700	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工			
6			玉名郡和水町下津原 ～山鹿市桂井	右岸	23,500～24,500	1,000	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工	6			玉名郡和水町下津原 ～山鹿市桂井	右岸	23,500～24,500	1,000	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工 シード工			
7	熊本県	迫間川	菊池市高野郷	左岸	7,700～7,900	200	河床不足のため、堤体の底のひび割れに亀裂が生じているため、緊急に堤防修繕が必要		積み土のう工								削除					
		計				8	2,500					計				7	2,200					
重要水防箇所一覧表(A) 工作物										重要水防箇所一覧表(A) 工作物												
【工作物】										【工作物】												
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考		水防工法		番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考		水防工法				
1	熊本県	菊池川	山鹿市分田		37,015	低水護岸の設置不足(分田橋)				1	熊本県	菊池川	山鹿市分田		37,015	低水護岸の設置不足(分田橋)						
			山鹿市宗方	左岸	32,240	管のクラック(5mm以下)(宗方第1排水樋管)				2			山鹿市宗方	右岸	32,240	管のクラック(5mm以下)(宗方第1排水樋管)						
3			山鹿市宗方	右岸	32,600	管のクラック(5mm以下)(宗方第2排水樋管)				3			山鹿市宗方	右岸	32,600	管のクラック(5mm以下)(宗方第2排水樋管)						
4	熊本県	岩野川	山鹿市瀧田		0,460	桁下高不足(瀧田橋)				4	熊本県	岩野川	山鹿市瀧田		0,460	桁下高不足(瀧田橋)						
5	熊本県	合志川	熊本市区藤木町伊勢坊		4,550	桁下高不足(伊勢坊橋)					熊本県	合志川	削除									
6			熊本市区藤木町市島		5,285	桁下高不足(市島橋)							削除									
7			熊本市区藤木町山城	左岸	2,690	管のクラック(5mm以下)(山城排水樋管)				5			熊本市区藤木町山城	左岸	2,690	管のクラック(5mm以下)(山城排水樋管)						
8			熊本市区藤木町平島	左岸	3,440	管のクラック(5mm以下)(平島第1排水樋管)				6			熊本市区藤木町平島	左岸	3,440	管のクラック(5mm以下)(平島第1排水樋管)						
9			熊本市区藤木町米沢	左岸	4,215	製作台高不足(山城水門)				7			熊本市区藤木町米沢	左岸	4,215	製作台高不足(山城水門)						
10	熊本県	迫間川	山鹿市鹿本町吉岡	右岸	0,030	管のクラック(5mm以下)(吉岡排水樋管)				8	熊本県	迫間川	山鹿市鹿本町吉岡	右岸	0,030	管のクラック(5mm以下)(吉岡排水樋管)						
		計			10							計			8							

[illegible]

現 行							新（令和6年度修正）							修正理由		
16			熊本県北区域排水可平井		5/8/5	桁下高不足(平井橋)		18			熊本県北区域排水可平井		5/8/5	桁下高不足(平井橋)		
17			熊本県北区域排水可亀甲		6/3/5	桁下高不足(宝田橋)		19			熊本県北区域排水可亀甲		6/3/5	桁下高不足(宝田橋)		
18			熊本県北区域排水可田島		8/3/5	桁下高不足(田島橋)		20			熊本県北区域排水可田島		8/3/5	桁下高不足(田島橋)		
		計			18					計			20			

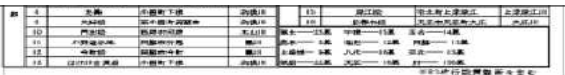
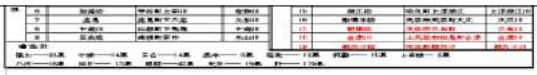
重要水防箇所一覧表(要注意)							菊池川水系	
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	熊本県	菊池川	玉名市伊賀北方	左岸	7,000～7,200	200	田川勝	シートの工
2	熊本県	菊池川		左岸	12,050～12,900	550	田川勝	シートの工
3	熊本県	菊池川	玉名郡和水町三田	左岸	16,000～16,025	25	田川勝	シートの工
4	熊本県	菊池川	玉名郡和水町南原	左岸	17,600～17,700	200	田川勝	シートの工
5	熊本県	菊池川	玉名郡和水町龍門	左岸	18,200～18,700	600	田川勝	シートの工
6	熊本県	菊池川	玉名郡和水町大畑	左岸	26,000～26,050	50	田川勝	シートの工
7	熊本県	菊池川	山鹿市南原	左岸	33,400～33,450	50	田川勝	シートの工
8	熊本県	菊池川	山鹿市南原	左岸	35,400～35,450	50	田川勝	シートの工
9	熊本県	菊池川	山鹿市分岐	左岸	37,900～38,000	600	田川勝	シートの工
10	熊本県	菊池川	菊池市山田～市見	左岸	47,400～48,280	880	田川勝	シートの工
11	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	0/634	6	陸奥(角部)	土のう積み工
12	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	0/634	1	陸奥(角部)	土のう積み工
13	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	1/059	1	陸奥(角部)	土のう積み工
14	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	1/229	2	陸奥(角部)	土のう積み工
15	熊本県	菊池川	玉名市分岐	左岸	1/858～4,958	100	令和3年度築堤(築堤2年)	
16	熊本県	菊池川	山鹿市分岐	左岸	28,286～28,425	139	令和3年度築堤(築堤2年)	
17	熊本県	菊池川	山鹿市分岐	左岸	28,425～28,600	175	令和3年度築堤(築堤2年)	
18	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	1/925～2/325	600	令和3年度築堤(築堤2年)	
19	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	2/508～3,108	550	令和3年度築堤(築堤2年)	シートの工
19	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	15,838～16,100	230	築堤跡(平成22年7月出水)	シートの工
20	熊本県	菊池川	山鹿市南原～市見	左岸	38,600～39,700	400	築堤跡(平成25年6月出水)	シートの工

重要水防箇所一覧表(要注意)							菊池川水系	
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	熊本県	菊池川	玉名市伊賀北方	左岸	7,000～7,200	200	田川勝	シートの工
2	熊本県	菊池川	玉名市津石	左岸	12,250～12,600	550	田川勝	シートの工
3	熊本県	菊池川	玉名郡和水町三田	左岸	16,000～16,025	25	田川勝	シートの工
4	熊本県	菊池川	玉名郡和水町南原	左岸	17,000～17,600	200	田川勝	シートの工
5	熊本県	菊池川	玉名郡和水町龍門	左岸	18,200～18,700	600	田川勝	シートの工
6	熊本県	菊池川	玉名郡和水町大畑	左岸	26,000～26,050	50	田川勝	シートの工
7	熊本県	菊池川	山鹿市南原	左岸	33,400～33,450	50	田川勝	シートの工
8	熊本県	菊池川	山鹿市南原	左岸	35,400～35,450	50	田川勝	シートの工
9	熊本県	菊池川	山鹿市分岐	左岸	37,600～38,000	600	田川勝	シートの工
10	熊本県	菊池川	菊池市山田～市見	左岸	47,400～48,280	880	田川勝	シートの工
11	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	0/634	6	陸奥(角部)	土のう積み工
12	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	0/634	1	陸奥(角部)	土のう積み工
13	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	1/059	1	陸奥(角部)	土のう積み工
14	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	1/229	2	陸奥(角部)	土のう積み工
15	熊本県	菊池川	玉名市分岐	左岸	4,858～4,958	100	令和3年度築堤(築堤2年)	
16	熊本県	菊池川	山鹿市分岐	左岸	28,286～28,425	139	令和3年度築堤(築堤2年)	
17	熊本県	菊池川	山鹿市分岐	左岸	28,425～28,600	175	令和3年度築堤(築堤2年)	
削除								
17	熊本県	菊池川	菊池市七城町電尾	左岸	41,175～42/125	150	令和3年度築堤(築堤2年)	
18	熊本県	菊池川	菊池市七城町電尾	左岸	42,125～42/175	50	令和3年度築堤(築堤2年)	
18	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	2,508～3,108	550	令和3年度築堤(築堤2年)	シートの工
19	熊本県	菊池川	玉名市津石	右岸	15,838～16,100	230	築堤跡(平成22年7月出水)	シートの工
20	熊本県	菊池川	山鹿市南原～市見	右岸	38,600～39,700	400	築堤跡(平成25年6月出水)	シートの工

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由
21	熊本県	岩野川	山鹿市岩野	左岸	2,955～3,000	45	築堤跡(昭和48年7月出水)	シートの工		21	熊本県	岩野川	山鹿市岩野	左岸	2,953～3,000	45	築堤跡(昭和48年7月出水)	シートの工		
22			山鹿市岩野	左岸	4,000～4,050	50	田川勝	シートの工		22	熊本県	岩野川	山鹿市岩野	左岸	4,000～4,050	50	田川勝	シートの工		
23			山鹿市岩野	右岸	3,200～3,600	400	築堤跡(昭和54年6月出水)	シートの工		23	熊本県	岩野川	山鹿市岩野	右岸	3,200～3,600	400	築堤跡(昭和54年6月出水)	シートの工		
24	熊本県	合志川	熊本市熊本区津島	左岸	4,000～4,050	50	田川勝	シートの工		24	熊本県	合志川	熊本市熊本区津島	左岸	4,000～4,050	50	田川勝	シートの工		
25			山鹿市岩野	右岸	1,000～1,050	50	田川勝	シートの工		25	熊本県	合志川	山鹿市岩野	右岸	1,000～1,050	50	田川勝	シートの工		
26			熊本市北区域排水可島	右岸	3/770	3	陸奥(角部なし)	土のう積み工		26	熊本県	合志川	熊本市北区域排水可島	右岸	3/770	3	陸奥(角部なし)	土のう積み工		
27	熊本県	追分川	菊池市南原	左岸	4,500～4,550	50	築堤跡(昭和53年7月出水)	シートの工		27	熊本県	追分川	菊池市南原	左岸	4,500～4,550	50	築堤跡(昭和53年7月出水)	シートの工		
28			菊池市南原	左岸	4,600～5,000	400	田川勝	シートの工		28	熊本県	追分川	菊池市南原	左岸	4,600～5,000	400	田川勝	シートの工		
29			菊池市七城町南田	右岸	2,000～2,200	200	田川勝	シートの工		29	熊本県	追分川	菊池市七城町南田	右岸	2,000～2,200	200	田川勝	シートの工		
30			菊池市南原	右岸	6,450～6,490	40	築堤跡(平成22年7月出水)	シートの工		30	熊本県	追分川	菊池市南原	右岸	6,450～6,490	40	築堤跡(平成22年7月出水)	シートの工		
31	熊本県	上内田川	菊池市七城町台	左岸	1,570～1,720	150	築堤跡(平成22年7月出水)	シートの工		31	熊本県	上内田川	菊池市七城町台	左岸	1,570～1,720	150	築堤跡(平成22年7月出水)	シートの工		
32			山鹿市南原	右岸	0/000～0/050	50	田川勝	シートの工		32	熊本県	上内田川	山鹿市南原	右岸	0/000～0/050	50	田川勝	シートの工		
		計				33	6,925					計				34	6,925			

重要水防箇所一覧表(重点区間)										菊池川水系	
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備考	水防工法			
1	熊本県	菊池川	玉名郡和水町下津原	左岸	23,100～23/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工 シートの工			
2			法蔵寺小堤	左岸	27,100～27/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
3			菊池市南原	左岸	47,100～47/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工 シートの工			
4			玉名郡和水町大畑	右岸	19,100～19/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
5	熊本県	岩野川	玉名市岩野	右岸	1/700～1/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
6	熊本県	岩野川	山鹿市岩野	左岸	1/100～1/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
7	熊本県	合志川	熊本県北区域排水可平井	左岸	5,100～5/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
8	熊本県	追分川	菊池市南原	左岸	7,700～7/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
		計				8	1,600				

重要水防箇所一覧表(重点区間)										菊池川水系	
番号	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備考	水防工法			
1	熊本県	菊池川	玉名郡和水町下津原	左岸	23,100～23/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工 シートの工			
2			菊池市南原	左岸	47,100～47/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工 シートの工			
3			玉名郡和水町大畑	右岸	20,500～20/700	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工 シートの工			
4			山鹿市南原	右岸	31,500～31/700	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
5	熊本県	岩野川	玉名市岩野	右岸	1/700～1/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
6	熊本県	岩野川	山鹿市岩野	左岸	1/100～1/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
7	熊本県	合志川	熊本県北区域排水可平井	左岸	5/100～5/300	200	河野不保のみ、熊本県の区間は 熊本県の区間は	積み土の工			
		計				7	1,600				

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由
																				
【Ⅲ－１】気象予警報等の警報・注意報基準（詳細版）										【Ⅲ－１】気象予警報等の警報・注意報基準（詳細版）										
（２）洪水警報基準										（２）洪水警報基準										
(2)洪水警報基準										(2)洪水警報基準										
令和5年6月26日現在										令和5年6月8日現在										
市町村等名 主要な地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 ^{※1}		指定河川洪水予報による基準					市町村等名 主要な地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 ^{※1}		指定河川洪水予報による基準					
姫本市	姫本市	天明新川流域=9.5、加勢川流域=7、 井戸川流域=22、太山川流域=28.2、 井戸川流域=20、堀川流域=18.8、 井戸川下流流域=18、河内川流域=14.4、 徳富川流域=9.4、秋津川流域=7.4、 堀川流域=4.9、千保江瀬川流域=9.6、 堀川流域=15.2	含志川流域=(12, 33.1)、 白川流域=(22, 30.8)、 天明新川流域=(12, 8.8)、 井戸川流域=(12, 17.8)、 井戸川下流流域=(24, 11.8)、 井戸川流域=(24, 14.3)、 河内川流域=(12, 10.2)、 徳富川流域=(24, 8.4)、 秋津川流域=(22, 7.1)		姫池川水系(広瀬・佐野)、 白川(中瀬)、 徳川水系(城南・中甲橋・大穴橋・御船)					姫本市	姫本市	天明新川流域=9.5、加勢川流域=9.5、 井戸川流域=21.4、太山川流域=28.2、 天明新川流域=20、堀川流域=18.5、 井戸川下流流域=18.1、河内川流域=14.4、 徳富川流域=9.4、秋津川流域=7.5、 堀川流域=4.9、千保江瀬川流域=9.5、 堀川流域=15.2	含志川流域=(12, 33)、 白川流域=(22, 30.8)、 天明新川流域=(12, 8.8)、 井戸川流域=(12, 17.8)、 井戸川下流流域=(24, 11.8)、 井戸川流域=(24, 14.3)、 河内川流域=(12, 10.2)、 徳富川流域=(24, 8.4)、 秋津川流域=(22, 7.1)		姫池川水系(広瀬・佐野)、 白川(中瀬)、 徳川水系(城南・中甲橋・大穴橋・御船)					
	山鹿町	新野川流域=23.6、吉田川流域=11、 菅原川流域=9.2、千保川流域=9.5、 上内田川流域=20.6、大野川流域=17.6、 内野川流域=9.2、新野川流域=9.3、 小坂川流域=7.7、初田川流域=8.7、 江田川流域=9.4	—		姫池川水系(山鹿・佐野)						山鹿町	新野川流域=23.5、吉田川流域=11.8、 菅原川流域=9.2、千保川流域=9.5、 上内田川流域=20.6、大野川流域=17.6、 内野川流域=9.2、新野川流域=9.5、 小坂川流域=7.6、初田川流域=8.8、 江田川流域=9.3	—		姫池川水系(山鹿・佐野)					
	姫池市	含志川流域=39.5、笠間川流域=25.4、 河原川流域=17.6、神川流域=24.4、 矢野川流域=15、上内田川流域=25.9	姫池川流域=(15, 22.8)、 河原川流域=(20, 11.4)		姫池川水系(広瀬・佐野)						姫池市	含志川流域=39.5、笠間川流域=25.9、 河原川流域=17.6、神川流域=24.4、 矢野川流域=15、上内田川流域=25.9	姫池川流域=(15, 23.3)、 河原川流域=(19, 11.4)		姫池川水系(広瀬・佐野)					
	合志市	篠津川流域=10.1、堀川流域=9.5	—		—						合志市	篠津川流域=10.1、堀川流域=9.5	—		—					
	大津町	神川流域=15.8、矢野川流域=11.3、 白川流域=45.5、堀川流域=19.4	白川流域=(16, 40.8)		—						大津町	神川流域=15.8、矢野川流域=11.4、 白川流域=45.4、堀川流域=19.3	白川流域=(15, 40.8)		—					
東尾玉名	新藤町	白川流域=4.5、堀川流域=12.8	白川流域=(16, 40.8)、 堀川流域=(16, 12)		—					新藤町	白川流域=4.9、堀川流域=12.9	白川流域=(19, 40.4)、 堀川流域=(19, 11.6)		—						
	荒尾市	長切川流域=11.2、涌川流域=15.8、 堀川流域=15.7	涌川流域=(23, 6.5)		—					荒尾市	長切川流域=11.8、涌川流域=11.1、 堀川流域=15.3	涌川流域=(14, 8.5)、 堀川流域=(14, 13.7)		—						
	玉名市	笠間木川流域=9.5、赤川流域=6.8、 唐八川流域=9.5、堀川流域=7.3、 行末川流域=10.4、矢野川流域=7.4、 木葉川流域=16.2	唐八川流域=(12, 8.8)、 行末川流域=(12, 9.3)		姫池川水系(玉名)					玉名市	笠間木川流域=9.7、赤川流域=6.8、 唐八川流域=9.5、堀川流域=7.6、 行末川流域=10.5、矢野川流域=7.7、 木葉川流域=16.2	唐八川流域=(22, 55.6)、 唐八川流域=(22, 5.3)、 行末川流域=(12, 10.3)		姫池川水系(玉名)						
	玉東町	木葉川流域=14.6、白木川流域=8.7	木葉川流域=(16, 11.9)		姫池川水系(玉名)					玉東町	木葉川流域=14.9、白木川流域=8.5	木葉川流域=(16, 11.9)		姫池川水系(玉名)						
	南関町	堀川流域=10.7、笠間川流域=5.6	—		—					南関町	堀川流域=12.2、笠間川流域=5.9	—		—						
上笠城	長洲町	菅崎川流域=7.1、箕切川流域=11.5、 堀川流域=10.6、行末川流域=10.4	—		—					長洲町	菅崎川流域=7.2、箕切川流域=11.6、 堀川流域=10.1、行末川流域=10.9	—		—						
	和木町	十和田川流域=17.9、小坂川流域=12.3、 内田川流域=9.9、和仁川流域=11.7	—		姫池川水系(玉名・山鹿)					和木町	十和田川流域=17.7、和仁川流域=10.7、 内田川流域=10.5、和仁川流域=12.8	—		姫池川水系(玉名・山鹿)						
	西郷町	木山川流域=11.9、堀川流域=8.1	—		—					西郷町	木山川流域=11.2、堀川流域=8.2	—		—						
	御船町	矢野川流域=14.6、八勢川流域=16.1	御船川流域=(15, 26.3)		徳川水系(城南・中甲橋・大穴橋・御船)					御船町	矢野川流域=14.7、八勢川流域=16.4	御船川流域=(12, 26.6)		徳川水系(城南・中甲橋・大穴橋・御船)						
	基嘉町	矢野川流域=18.2、矢野川流域=7.1	加勢川流域=(16, 33)		徳川水系(城南・大穴橋・御船)					基嘉町	矢野川流域=18.3、矢野川流域=7.3	加勢川流域=(17, 30.2)		徳川水系(城南・大穴橋・御船)						
山都町	基嘉町	木山川流域=21.6、赤井川流域=12.5、 金山川流域=9.2、秋津川流域=7.4、 徳富川流域=11	秋津川流域=(16, 6.6)		—					基嘉町	木山川流域=23.2、赤井川流域=12.8、 金山川流域=9.2、秋津川流域=7.4、 徳富川流域=11.2	秋津川流域=(16, 6.6)		—						
	甲佐町	徳富川流域=7.8	徳富川流域=(13, 43.6)、 徳富川流域=(13, 6.8)		徳川水系(城南・中甲橋)					甲佐町	徳富川流域=7.8	徳富川流域=(14, 43.4)、 徳富川流域=(12, 6.8)		徳川水系(城南・中甲橋)						
	山都町	徳富川流域=44.9、新野川流域=17.1、 徳富川流域=22、太山川流域=17.9、 千保川流域=9.5、八勢川流域=13.6、 徳富川流域=10、上郷川流域=9.2、 五ヶ瀬川流域=12.4、五ヶ瀬川流域=25.8、 神崎川流域=12.5	—		—					山都町	徳富川流域=44.2、新野川流域=17.2、 徳富川流域=21.7、太山川流域=17.8、 千保川流域=9.4、八勢川流域=13.9、 徳富川流域=10.1、上郷川流域=9.3、 五ヶ瀬川流域=12.4、五ヶ瀬川流域=25.3、 神崎川流域=12.3	—		—						

現 行					新（令和6年度修正）					修正理由
宇城八代	八代市	徳富川流域=10.2、赤井川流域=9.8、 西津川流域=10.1、西津木川流域=11.9、 大野川流域=25.2、水瀬川流域=14.6、 河内川流域=17.9、小堀川流域=12.3、 二見川流域=9.2、下大野川流域=9.3、 大堀川流域=14.3、堀川流域=5.2、 赤井川流域=9.2	徳富川流域=(14, 58.3)、 西津川流域=(16, 9.6)、 大野川流域=(12, 11)	徳富川〔新藤・大野〕	宇城八代	八代市	徳富川流域=10.3、赤井川流域=9.3、 西津川流域=10.2、西津木川流域=13.5、 大野川流域=24.8、水瀬川流域=14.4、 河内川流域=16.6、小堀川流域=12.2、 二見川流域=10.1、下大野川流域=10.1、 大堀川流域=14.1、堀川流域=5.2、 赤井川流域=9.1	徳富川流域=(14, 77)、 西津川流域=(16, 9.6)、 大野川流域=(12, 11)	徳富川〔新藤・大野〕	
	宇土市	堀川流域=9.8、堀瀬川流域=11.1、 堀瀬川流域=8.7	堀瀬川流域=(12, 9.1)、 堀瀬川流域=(12, 7.9)	徳川水系〔城南〕	宇土市	堀川流域=9.8、堀瀬川流域=11.1、 堀瀬川流域=8.7	堀瀬川流域=(10, 9.1)、 堀瀬川流域=(10, 7.9)	徳川水系〔城南〕		
	宇城市	井戸川流域=15.8、多田川流域=11.9、 大野川流域=11.2、五丁川流域=6.4、 砂川流域=15.6、堀川流域=7.9、 小坂川流域=10.4、堀川流域=7.9、 赤崎川流域=14.7、堀川流域=7.9	井戸川流域=(14, 14.2)、 大野川流域=(14, 10)、 堀川流域=(14, 7.1)、 赤崎川流域=(14, 7.1)	徳川水系〔城南〕	宇城市	井戸川流域=15.8、多田川流域=11.8、 大野川流域=14.9、五丁川流域=6.5、 砂川流域=15.5、堀川流域=7.9、 小坂川流域=10.4、長崎川流域=7.9、 赤崎川流域=14.7、堀川流域=7.9	井戸川流域=(14, 14.2)、 大野川流域=(14, 13)、 堀川流域=(14, 7.1)、 長崎川流域=(14, 7.1)	徳川水系〔城南〕		
	美里町	津留川流域=25、新藤川流域=14.7、 堀川流域=16.3、相川流域=12.5、 堀川流域=9.2	—	徳川水系〔中甲橋〕	美里町	津留川流域=25.2、新藤川流域=14.7、 堀川流域=16.4、相川流域=12.6、 堀川流域=9.2	—	徳川水系〔中甲橋〕		
	水川町	八間川流域=8.3、砂川流域=14.9、 水川流域=5.4	—	—	水川町	八間川流域=8.2、砂川流域=14.7、 水川流域=5.6	—	—		
(阿蘇地方)	阿蘇市	黒川流域=24.2、乙姫川流域=14.4、 吉田川流域=16.7、奥谷川流域=14.4、 山崎川流域=8.2	黒川流域=(12, 21.7)	—	(阿蘇地方)	阿蘇市	黒川流域=24.3、乙姫川流域=14.4、 吉田川流域=16.7、奥谷川流域=15.3、 山崎川流域=8.2	黒川流域=(12, 21.6)	—	
	小国町	田の原川流域=8.5、小田川流域=10.8、 奥谷川流域=13.6、奥谷川流域=9.3、 奥谷川流域=11.8、中野川流域=14.7、 奥谷川流域=6.8	—	—		小国町	田の原川流域=7.7、小田川流域=10.6、 奥谷川流域=13.6、奥谷川流域=9.4、 奥谷川流域=12.4、中野川流域=14.9、 奥谷川流域=6.8	田の原川流域=(18, 6.3)、 奥谷川流域=(8, 7.5)	—	
	小国町	秋立川流域=25.5、北里川流域=10.4、 奥谷川流域=14.1、小堀川流域=9.7、 奥谷川流域=7.9、中野川流域=18.2、 奥谷川流域=5.6	秋立川流域=(16, 23)、 北里川流域=(11, 9)	—		小国町	秋立川流域=25.4、北里川流域=10.5、 奥谷川流域=14.2、小堀川流域=9.7、 奥谷川流域=7.9、中野川流域=18.6、 奥谷川流域=5.6	秋立川流域=(16, 19.7)、 北里川流域=(16, 9)	—	
	鹿山村	五ヶ瀬川流域=16.1、鹿山村流域=11.4	—	—		鹿山村	五ヶ瀬川流域=16.2、鹿山村流域=11.4	—	—	
	基嘉町	白川流域=15.8、大谷川流域=18.9	—	—		基嘉町	白川流域=15.8、大谷川流域=18.9	—	—	
天草地方	南阿蘇町	白川流域=9.5、堀川流域=43.3	—	—	天草地方	南阿蘇町	白川流域=9.2、堀川流域=43.3	—	—	
	上天草市	黒川流域=16.9、今富川流域=7.3	—	—		上天草市	黒川流域=16.6、今富川流域=7.2	—	—	
	天草市	河内川流域=15.7、豊内川流域=10.4、 内野川流域=12.6、花瀬川流域=14.7、 中田川流域=11.8、大宮川流域=18.4、 一軒川流域=11.2、奥谷川流域=12.8、 下津川流域=16.8、内野川流域=13.8、 中野川流域=6.8、奥谷川流域=6.4、 中野川流域=6.6、奥谷川流域=6.6、 久留川流域=6.8、上津川流域=7.7、 堀川流域=12.4、堀瀬川流域=7.8	一軒川流域=(12, 19)、 内野川流域=(12, 12.4)、 中田川流域=(12, 8.5)、 奥谷川流域=(12, 8.8)、 今富川流域=(12, 4.4)、 奥谷川流域=(14, 5.3)、 久留川流域=(12, 7.9)	—		天草市	河内川流域=15.3、豊内川流域=10.4、 内野川流域=12.6、花瀬川流域=14.7、 中田川流域=11.2、大宮川流域=18.2、 一軒川流域=11.2、奥谷川流域=12.8、 下津川流域=16.3、内野川流域=13.7、 中野川流域=6.8、奥谷川流域=6.4、 奥谷川流域=6.6、奥谷川流域=6.6、 久留川流域=6.6、奥谷川流域=6.6、 久留川流域=6.8、上津川流域=7.5、 堀川流域=12.3、堀瀬川流域=7.7	一軒川流域=(12, 19.3)、 内野川流域=(12, 12.3)、 中田川流域=(12, 8.5)、 奥谷川流域=(12, 8.4)、 今富川流域=(12, 8.8)、 奥谷川流域=(12, 5.9)、 奥谷川流域=(12, 8.3)	—	
	宇佐市	志保川流域=10.9、上津川流域=9.5、 奥谷川流域=10	志保川流域=(12, 10)	—		宇佐市	志保川流域=11、上津川流域=9.3、 奥谷川流域=9	志保川流域=(6, 9.9)	—	
芦北地方	水俣市	水俣川流域=28.2、湯田川流域=19.6、 久保川流域=16.8	水俣川流域=(11, 29.3)、 久保川流域=(11, 15.1)	—	芦北地方	水俣市	水俣川流域=28.2、湯田川流域=20、 久保川流域=17.5	水俣川流域=(11, 25.3)、 久保川流域=(11, 15.7)	—	
	芦北町	赤井川流域=12.2、赤井川流域=10.8、 赤井川流域=6.6、佐敷川流域=19.8、 赤井川流域=14.4、奥谷川流域=7.5、 赤井川流域=8.8、小坂川流域=8.2、 赤井川流域=6.6、乙千瀬川流域=8.3	赤井川流域=(8, 15.4)、 赤井川流域=(8, 4.4)、 奥谷川流域=(16, 12.9)、 大谷川流域=(16, 7.2)	徳富川〔大野〕		芦北町	赤井川流域=12.5、赤井川流域=10.7、 赤井川流域=6.6、佐敷川流域=19.8、 赤井川流域=14.4、奥谷川流域=7.8、 赤井川流域=8.8、小坂川流域=8.4、 赤井川流域=6.6、乙千瀬川流域=8.4	赤井川流域=(8, 15.5)、 乙千瀬川流域=(8, 10.8)、 奥谷川流域=(16, 4.4)、 奥谷川流域=(16, 12.9)、 大谷川流域=(16, 7.2)、 小坂川流域=(8, 7.5)、 奥谷川流域=(16, 6.6)	徳富川〔大野〕	
	津奈木町	津奈木川流域=10.4	津奈木川流域=(11, 6.3)	—		津奈木町	津奈木川流域=10.4	津奈木川流域=(11, 6.3)	—	
(球磨地方)	人吉市	方江川流域=29.8、山田川流域=18.9、 堀川流域=15.1、堀瀬川流域=15.2、 小笠川流域=15.9、草津川流域=9.3	—	徳富川〔人吉・大〕	(球磨地方)	人吉市	方江川流域=29.8、山田川流域=19.4、 堀川流域=15.1、堀瀬川流域=15.2、 小笠川流域=16.7、草津川流域=10.3	徳富川流域=(9, 7.1)	徳富川〔人吉・大〕	
	球磨町	堀川流域=18.6、小笠川流域=20.5	—	徳富川〔人吉・一武〕		球磨町	堀川流域=20.1、小笠川流域=22	徳富川流域=(12, 51.8)	徳富川〔人吉・一武〕	
	多良木町	佐津川流域=7.3、仁瀬川流域=10.7、 堀川流域=17.4、堀瀬川下流流域=11.1、 堀瀬川上流流域=9.8、牛瀬川流域=10.1	—	徳富川〔多良木〕		多良木町	佐津川流域=7.3、仁瀬川流域=11.3、 堀川上流流域=9.8、堀瀬川下流流域=10.3、 堀瀬川上流流域=9.8、牛瀬川流域=10.4	徳富川〔多良木〕	徳富川〔多良木〕	
	通南町	—	—	徳富川〔多良木〕		通南町	—	—	徳富川〔多良木〕	
	水上村	北田川流域=7.3、湯田川流域=6.8	—	徳富川〔多良木〕		水上村	北田川流域=7.5、湯田川流域=10	—	徳富川〔多良木〕	
	相良村	山田川流域=90.6	—	徳富川〔人吉〕		相良村	山田川流域=90.6	—	徳富川〔人吉〕	
	五木村	川田川流域=82.1、五木川流域=22.5、 堀瀬川流域=21.1	—	—		五木村	川田川流域=82.8、五木川流域=23.3、 堀瀬川流域=22.2	—	—	
	山江村	方江川流域=29.3、山田川流域=17.9	方江川流域=(11, 29.3)	—		山江村	方江川流域=29.2、山田川流域=18.4	方江川流域=(12, 29.8)	—	

[illegible]

現 行				新（令和6年度修正）				修正理由
	徳町	球磨川流域=14.8、小まで川流域=16.4	—	球磨川(人吉~一武)				
	多良木町	左津留川流域=5.8、仁徳川流域=3.5、 櫛木川流域=13.9、榑糠川下流流域=8.4、 榑糠川上流流域=7、牛瀬川流域=6	—	球磨川(多良木)				
	通町	—	—	球磨川(多良木)				
	水上村	北目川流域=5.8、通山川流域=7.8	—	球磨川(多良木)				
	相良村	川辺川流域=40.4	—	球磨川(人吉)				
	五木村	川辺川流域=41.6、五木小川流域=18、 横瀬川流域=16.8	—	—				
	山江村	万江川流域=21、山田川流域=14.3	万江川流域=(7、21)	—				
	球磨村	中瀬川流域=10.4、庄木川流域=8.8、 中瀬川流域=8.1、那良川流域=11.9、 小川流域=13.1、鶴山川流域=10.4、 宇川流域=7.4	球磨川流域=(8、44.8)、 中瀬川流域=(8、8.3)、 庄木川流域=(8、5.4)、 小川流域=(5、8.1)、 宇川流域=(7、7.4)	球磨川(大野~東)				
	あさぎり町	田瀬川流域=8.8、安田川流域=18.8、 井口川流域=9.5、阿蘇川流域=7.8、 鶴山川流域=8.8	田瀬川流域=(11、6.8)、 阿蘇川流域=(11、6.5)、 鶴山川流域=(11、5.4)	球磨川(一宮~多良木)				
** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。				** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。				
【Ⅲ-1】 気象予警報等の警報・注意報基準（詳細版）				【Ⅲ-1】 気象予警報等の警報・注意報基準（詳細版）				水防計画作成の手 引き(都道府県版) に基づく修正
(7) 津波警報等				(7) 津波警報等				
① 種類について				① 種類について				
気象庁が発する津波警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。 大津波警報 : 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)				気象庁が発する津波警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。 大津波警報 : 予想される津波の 最大波 の高さが高いところで3mを超える場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)				
津波警報 : 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合				津波警報 : 予想される津波の 最大波 の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合				
津波注意報 : 予想される津波の高さが高いところで、2m以上、1m以下の場合であって、 津波による災害のおそれがある場合				津波注意報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで、2m以上、1m以下の場合 であって、津波による災害のおそれがある場合				
【Ⅲ-2】 水防関係機関連絡一覧表【第4章第3節関係】				【Ⅲ-2】 水防関係機関連絡一覧表【第4章第3節関係】				
水防関係機関連絡一覧表				水防関係機関連絡一覧表				
(1) 県関係				(1) 県関係				
○ 水防本部(代表)096-383-1111 (直通)096-333-2120 (FAX)096-213-1001				○ 水防本部(代表)096-383-1111 (直通)096-333-2120 (FAX)096-213-1001				
								電話番号修正

現 行				新（令和6年度修正）				修正理由
	機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号		連絡先の削除 ・立野ダム工事務所
	県央広域本部 (熊本土木)	096-333-2795	宇城地域振興局	0964-32-2111	県北広域本部(菊池)	0968-25-4232	阿蘇地域振興局	0967-22-1119
	(3) 市町村関係			(3) 市町村関係				
	機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号	機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号
宇城水防区	宇土市役所	土木課	0964-22-1111	0964-22-6031	宇土市役所	土木課	0964-27-3330	0964-22-6031
	宇城市役所	防災消防課	0964-32-1766	0964-32-0110	宇城市役所	防災消防課	0964-32-1766	0964-27-4225
	美里町役場	総務課	0964-46-2111	0964-46-3510	美里町役場	総務課	0964-46-2111	0964-46-3510
【Ⅲ-4】 伝達系統図及び予報文例（白川）				【Ⅲ-4】 伝達系統図及び予報文例（白川）				
白川洪水予報伝達系統図				白川洪水予報伝達系統図				

現 行	新 (令和6年度修正)	修正理由
熊本県八代市日奈久校区(東町を除く)、 熊本県八代市坂本校区(坂本、松崎、市ノ原、百済東を除く)、 熊本県八代市千丁校区、 熊本県八代市麓校区(上鏡、有佐、下有佐を除く) 【Ⅲ-4】予報文例(菊池川) 問い合わせ先 水位関係: 国土交通省 菊池川河川事務所 調査課 電話: 0968-44-2171 気象関係: 気象庁 熊本地方気象台 観測室 電話: 096-352-0345 【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図(菊池川河川事務所) 水位(〇型危険水位)伝達系統図	熊本県八代市日奈久校区(新開町、大坪町、新田町)、 熊本県八代市千丁校区、 熊本県八代市麓校区(下村、内田、殿、宝出)、(岡出、貝洲、塩浜、北新地) 【Ⅲ-4】予報文例(菊池川) 問い合わせ先 水位関係: 国土交通省 菊池川河川事務所 流域治水課 電話: 0968-44-2171 気象関係: 気象庁 熊本地方気象台 観測室 電話: 096-352-0345 【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図(菊池川河川事務所) 水位(〇型危険水位)伝達系統図	問い合わせ先修正 内線・FAX番号修正

24

現 行	新 (令和6年度修正)	修正理由
【Ⅲ-5-③】水位到達情報の通知文例(菊池川河川事務所) 問い合わせ先 国土交通省 菊池川河川事務所 調査課 電話: 0968-44-2171 (内線) 【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図(筑後川河川事務所) 水位周知 伝達系統図【筑後川水系】 ◎対象河川: 筑後川(杖立川) ◎基準観測所: 杖立水位観測所	【Ⅲ-5-③】水位到達情報の通知文例(菊池川河川事務所) 問い合わせ先 国土交通省 菊池川河川事務所 流域治水課 電話: 0968-44-2171 (内線) 【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図(筑後川河川事務所) 水位周知 伝達系統図【筑後川水系】 ◎対象河川: 筑後川(杖立川) ◎基準観測所: 杖立水位観測所	問い合わせ先修正 連絡先の追加 ・福岡管区気象台

I-A

小国町

日田市

I-B

小国町

日田市

I-C

福岡管区気象台

【Ⅲ-6-②】 水防警報対象量水標と条件

〔 第5章第2節（1）関係 〕

水系名		待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除
河川名	対象量水標					
白 川						
白 川	代 經 橋	水防団待機水位(2.0m)に達し、氾濫注意水位(2.5m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.0m)を超え、氾濫注意水位(2.5m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(2.5m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(2.5m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(2.5m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき
緑 川						
緑 川	中 申 橋	〃 (1.7m)	〃 (1.7m)	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)
緑 川	城 南 橋	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)	〃 (3.3m)	〃 (3.3m)	〃 (3.3m)
緑 川	大 六 橋	〃 (2.9m)	〃 (2.9m)	〃 (3.3m)	〃 (3.3m)	〃 (3.3m)
緑 川	加 勢 川	〃 (3.3m)	〃 (3.3m)	〃 (2.5m)	〃 (2.5m)	〃 (2.5m)
緑 川	御 船 川	〃 (2.2m)	〃 (2.2m)	〃 (2.5m)	〃 (2.5m)	〃 (2.5m)
緑 川	御 船 川	〃 (2.5m)	〃 (2.5m)	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)
緑 川	御 船 川	〃 (1.6m)	〃 (1.6m)	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)

【Ⅲ-13】 県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表

所轄別	番号	管理者	所在地	スコップ	ハンマー	綱（巻）	その他
宇城	3	宇城地域振興局 土木部長	宇城市豊野町	33	5		ビニールロープ：6巻、 鉄線：100

I-A

小国町

日田市

I-B

小国町

日田市

I-C

福岡管区気象台

【Ⅲ-6-②】 水防警報対象量水標と条件

〔 第5章第2節（1）関係 〕

水系名		待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除
河川名	対象量水標					
白 川						
白 川	代 經 橋	水防団待機水位(2.50m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.50m)を超え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき
緑 川						
緑 川	中 申 橋	〃 (2.0m)	〃 (2.0m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)
緑 川	城 南 橋	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)
緑 川	大 六 橋	〃 (3.3m)	〃 (3.3m)	〃 (4.3m)	〃 (4.3m)	〃 (4.3m)
緑 川	加 勢 川	〃 (4.3m)	〃 (4.3m)	〃 (3.2m)	〃 (3.2m)	〃 (3.2m)
緑 川	御 船 川	〃 (2.5m)	〃 (2.5m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)
緑 川	御 船 川	〃 (3.2m)	〃 (3.2m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)	〃 (3.0m)

【Ⅲ-13】 県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表

所轄別	番号	管理者	所在地	スコップ	ハンマー	綱（巻）	その他
宇城	3	宇城地域振興局 土木部長	宇城市豊野町	33	5	61	ビニールロープ：6巻 鉄線：100本

熊本地震に伴う引き下げからの見直しによる修正

数量修正

現 行										新（令和6年度修正）										修正理由																																																																																																																																																		
<table><tr><td>〃</td><td>4</td><td>〃</td><td colspan="2">宇城市小川町</td><td>33</td><td>5</td><td>42</td><td colspan="3">ビニールロープ：10巻、 鉄線：100</td></tr><tr><td>球磨</td><td>17</td><td>球磨地域振興局 土木部長</td><td colspan="2">山江村山田</td><td>23</td><td>2</td><td>53</td><td colspan="3">ロープ：9巻</td></tr><tr><td>〃</td><td>18</td><td>〃</td><td colspan="2">あさぎり町免田東</td><td>25</td><td>1</td><td>17</td><td colspan="3">ロープ：7巻</td></tr></table>										〃	4	〃	宇城市小川町		33	5	42	ビニールロープ：10巻、 鉄線：100			球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田		23	2	53	ロープ：9巻			〃	18	〃	あさぎり町免田東		25	1	17	ロープ：7巻			<table><tr><td>〃</td><td>4</td><td>〃</td><td colspan="2">宇城市小川町</td><td>33</td><td>5</td><td>19</td><td colspan="3">ビニールロープ：10巻 鋼物他土鉄線：1800巻 トラフ（鋼物）ロープ：4巻</td></tr><tr><td>球磨</td><td>17</td><td>球磨地域振興局 土木部長</td><td colspan="2">山江村山田</td><td>23</td><td>5</td><td>53</td><td colspan="3">ロープ：9巻</td></tr><tr><td>〃</td><td>18</td><td>〃</td><td colspan="2">あさぎり町免田東</td><td>24</td><td>1</td><td>16</td><td colspan="3">ロープ：7巻</td></tr></table>										〃	4	〃	宇城市小川町		33	5	19	ビニールロープ：10巻 鋼物他土鉄線：1800巻 トラフ（鋼物）ロープ：4巻			球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田		23	5	53	ロープ：9巻			〃	18	〃	あさぎり町免田東		24	1	16	ロープ：7巻			数量修正																																																																																
〃	4	〃	宇城市小川町		33	5	42	ビニールロープ：10巻、 鉄線：100																																																																																																																																																														
球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田		23	2	53	ロープ：9巻																																																																																																																																																														
〃	18	〃	あさぎり町免田東		25	1	17	ロープ：7巻																																																																																																																																																														
〃	4	〃	宇城市小川町		33	5	19	ビニールロープ：10巻 鋼物他土鉄線：1800巻 トラフ（鋼物）ロープ：4巻																																																																																																																																																														
球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田		23	5	53	ロープ：9巻																																																																																																																																																														
〃	18	〃	あさぎり町免田東		24	1	16	ロープ：7巻																																																																																																																																																														
【Ⅲ-13】車両一覧表										【Ⅲ-13】車両一覧表																																																																																																																																																												
<table><tr><th rowspan="2"></th><th>熊</th><th>宇</th><th>玉</th><th>鹿</th><th>菊</th><th>阿</th><th>上</th><th>八</th><th>芦</th><th>球</th><th>天</th><th>市</th><th>水</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>本</th><th>城</th><th>名</th><th>本</th><th>池</th><th>蘇</th><th>城</th><th>代</th><th>北</th><th>磨</th><th>草</th><th>房</th><th>川</th></tr><tr><td>小型乗用車</td><td>7</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>11</td><td>1</td><td>8</td><td>3</td><td>7</td><td>12</td><td>1</td><td>1</td><td>67</td></tr><tr><td>パトロールカー</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>8</td></tr><tr><td>ピックアップ式 パトロールカー</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>5</td></tr></table>											熊	宇	玉	鹿	菊	阿	上	八	芦	球	天	市	水	計	本	城	名	本	池	蘇	城	代	北	磨	草	房	川	小型乗用車	7	4	3	4	5	11	1	8	3	7	12	1	1	67	パトロールカー			1		1	1	1	1	1	1	1			8	ピックアップ式 パトロールカー			1		1	1	1			1				5	<table><tr><th rowspan="2"></th><th>熊</th><th>宇</th><th>玉</th><th>鹿</th><th>菊</th><th>阿</th><th>上</th><th>八</th><th>芦</th><th>球</th><th>天</th><th>市</th><th>水</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>本</th><th>城</th><th>名</th><th>本</th><th>池</th><th>蘇</th><th>城</th><th>代</th><th>北</th><th>磨</th><th>草</th><th>房</th><th>川</th></tr><tr><td>小型乗用車</td><td>8</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>11</td><td>1</td><td>8</td><td>3</td><td>7</td><td>12</td><td>1</td><td>1</td><td>67</td></tr><tr><td>パトロールカー</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>9</td></tr><tr><td>ピックアップ式 パトロールカー</td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>4</td></tr></table>											熊	宇	玉	鹿	菊	阿	上	八	芦	球	天	市	水	計	本	城	名	本	池	蘇	城	代	北	磨	草	房	川	小型乗用車	8	3	3	4	5	11	1	8	3	7	12	1	1	67	パトロールカー		1	1		1	1	1	1	1	1	1			9	ピックアップ式 パトロールカー			0		1	1	1			1				4	記載漏れの修正
	熊	宇	玉	鹿	菊	阿	上	八	芦		球	天	市	水	計																																																																																																																																																							
	本	城	名	本	池	蘇	城	代	北	磨	草	房	川																																																																																																																																																									
小型乗用車	7	4	3	4	5	11	1	8	3	7	12	1	1	67																																																																																																																																																								
パトロールカー			1		1	1	1	1	1	1	1			8																																																																																																																																																								
ピックアップ式 パトロールカー			1		1	1	1			1				5																																																																																																																																																								
	熊	宇	玉	鹿	菊	阿	上	八	芦	球	天	市	水	計																																																																																																																																																								
	本	城	名	本	池	蘇	城	代	北	磨	草	房	川																																																																																																																																																									
小型乗用車	8	3	3	4	5	11	1	8	3	7	12	1	1	67																																																																																																																																																								
パトロールカー		1	1		1	1	1	1	1	1	1			9																																																																																																																																																								
ピックアップ式 パトロールカー			0		1	1	1			1				4																																																																																																																																																								
【Ⅲ-15】洪水浸水想定区域の指定状況										【Ⅲ-15】洪水浸水想定区域の指定状況																																																																																																																																																												
②県が指定する洪水浸水想定区域										②県が指定する洪水浸水想定区域																																																																																																																																																												
<table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>水位通知 河川</th><th>河川区分</th><th>公表時点</th><th>関係市町村</th></tr><tr><td>球磨川</td><td>川辺川</td><td>○</td><td>一級</td><td>R3.5</td><td>八代市、五木村</td></tr></table>										水系名	河川名	水位通知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	球磨川	川辺川	○	一級	R3.5	八代市、五木村	<table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>水位通知 河川</th><th>河川区分</th><th>公表時点</th><th>関係市町村</th></tr><tr><td>球磨川</td><td>川辺川</td><td>○</td><td>一級</td><td>R3.5</td><td>八代市、五木村、相良村</td></tr></table>										水系名	河川名	水位通知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村	球磨川	川辺川	○	一級	R3.5	八代市、五木村、相良村																																																																																																																											
水系名	河川名	水位通知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村																																																																																																																																																																	
球磨川	川辺川	○	一級	R3.5	八代市、五木村																																																																																																																																																																	
水系名	河川名	水位通知 河川	河川区分	公表時点	関係市町村																																																																																																																																																																	
球磨川	川辺川	○	一級	R3.5	八代市、五木村、相良村																																																																																																																																																																	

現 行	新（令和6年度修正）	修正理由
【Ⅳ-1】水防法 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）。 施行日：令和四年六月十七日（令和四年法律第六十八号による改正）。）。 （都道府県知事が行う洪水予報）。 第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理区及び量水観測管理区に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。 新規 第十二條 都道府県の水防計画で定める水防管理区又は量水観測管理区は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを告知し、又は第十三条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水観測の示す水位が報道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通知しなければならない。 （施行期日）。 1 この法律は、所法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第五百九条の規定（公布の日）。 新規	【Ⅳ-1】水防法 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）。 施行日：令和五年十一月三十日（令和五年法律第三十七号による改正）。 （都道府県知事が行う洪水予報）。 第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理区及び量水観測管理区に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。 （情報の提供の求め等）。 第十一條の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行う必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する記録で取得したものの提供を求めることができる。 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十七条及び第三十二条の規定は、適用しない。 （水位の通報及び公表）。 第十二條 都道府県の水防計画で定める水防管理区又は量水観測管理区は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを告知し、又は第十三条第三項若しくは第十一條第一項の規定による通知を受けた場合において、量水観測の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通知しなければならない。 （施行期日）。 1 この法律は、所法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第五百九条の規定（公布の日）。 附 則（令和五年五月三十一日法律第三十七号） 抄。 （施行期日）。 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の改正規定及び第二十条の規定並びに附則第五条の規定は、公布の日から施行する。 （施行期日に関する経過措置）。 第二条 この法律の施行期日した行為及び附則第二条第二項の規定によりお蔵出しの例によることとされる場合におけるこの法律の施行例にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任）。 第三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日法律第37号）

現 行	新（令和6年度修正）	修正理由
【Ⅳ-2】気象業務法 気象業務法（抄）。 （昭和二十七年六月二日法律第六十五号）。 最終改正：平成二十九年五月三十一日法律第四十一号。 第九條 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に反つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う場合に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。 新規 第十四條 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。 2 気象庁は、気象、地象及び水象についての観測事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。 3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。 第十四條の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（記述した値）においては、水位若しくは流量又は記述により洪水する区域及びその水深を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。 3 気象庁は、水防法第十一條第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。 4 気象庁は、水防法第十一條の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識が必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めるなければならない。 5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二項の予報及び警報をする場合は」とあるのは、「第十四條の二第二項から第三項までの予報及び警報をする場合は」と読み替へるものとする。 6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。	【Ⅳ-2】気象業務法 気象業務法（抄）。 （昭和二十七年六月二日法律第六十五号）。 最終改正：令和五年法律第三十七号。 （観測に使用する気象測器）。 第九條 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に反つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う場合に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。 2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行つた観測又は前項の規定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項において「気象観測」という。）の成果に基づいて気象第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を特定するために予報業務（以下この項において「報知観測」という。）に用いる気象測器については、前項の規定に合格していないものであつても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実用に必要な精度を及ぼすおそれなく、かつ、報知観測が当該予報業務の遂行に資するものであることについての気象庁長官の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該報知観測に使用することができる。 第十四條 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。 2 気象庁は、気象、地象及び水象についての観測事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。 3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。 第十四條の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（記述した値）においては、水位若しくは流量又は記述により洪水する区域及びその水深を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。 3 気象庁は、水防法第十一條第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。 4 気象庁は、水防法第十一條の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識が必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めるなければならない。 5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二項の予報及び警報をする場合は」とあるのは、「第十四條の二第二項から第三項までの予報及び警報をする場合は」と読み替へるものとする。 6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。	気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日法律第37号）

現 行	新 （令和 6 年度修正）	修正理由
（手続業務の許可） 第十七条 気象庁以外の者が気象、地震、津波、高潮、波浪又は洪水の手続の業務（以下「手続業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、手続業務の目的及び範囲を定めて行う。	（手続業務の許可） 第十七条 気象庁以外の者が気象、地震、津波、高潮、波浪又は洪水の手続の業務（以下「手続業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。 2 前項の許可（以下この条において「許可」という。）は、手続業務の目的及び範囲（土砂崩れ、崖崩れ、土石流及び地滑り等。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の手続の業務（以下「気象関連気象手続業務」という。）をその範囲に含む手続業務の許可にあつては、当該気象関連気象手続業務のための気象の手続を行うか否かの別を言わ。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）を定めて行う。 3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、崖崩、波浪又は洪水の手続の業務（以下「特定手続業務」という。）をその範囲に含む手続業務の許可については、当該特定手続業務に係る手続業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。	